

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和5年6月21日（水曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後4時12分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、平野真理子、 伊藤 幾子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	玉木 裕一、加嶋 辰史		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主任	萩原真智子
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志          総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博          行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学          職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次          財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範          資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 市民税課課長補佐 谷本 泰志</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘          人権推進課課長補佐 中川 真理 男女共同参画課長 太田奈津美</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二          危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 塩谷 範夫 企画推進部経営統括監 河井登志夫          政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 酒本 晶恵          政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 西田 茂樹 政策企画課地方創生・デジタル化推進室長補佐 上田 芳郎          秘書課長 中川 直人 秘書課課長補佐 太田 瑞穂          秘書課広報室長 松本 縁 文化交流課長 福山 博俊          情報政策課課長補佐 松田 仁史</p>		

	<p><b>【市民生活部】</b></p> <p>市民生活部長 竹間 恭子 地域振興課長 山名 常裕                  地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 北村 貴子                  協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 西垣 拓二                  市民総合相談課課長補佐 白間 純一 市民課長 西垣 隆司                  市民課参事 林 公博 市民課課長補佐 中島 泉</p> <p><b>【環境局】</b></p> <p>環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 環境局次長兼環境保全課長 上田 光徳                  環境保全課参事 福政 民栄 生活環境課課長補佐 古網 竜也</p> <p><b>【総合支所】</b></p> <p>国府町総合支所長 山川 泰成 国府町総合支所副支所長 川口 泰弘                  福部町総合支所長 平戸伊寿美 福部町総合支所副支所長 森 昌彦                  用瀬町総合支所長 太田 潤一 鹿野町総合支所長 岡本 幸子                  鹿野町総合支所副支所長 小林 克己 青谷町総合支所長 田中 隆志</p>
傍 聴 者	3人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

**【総務部・危機管理部】**

◆砂田典男委員長 少し時間には早いですが、皆様お集まりですから、ただいまより総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案説明、報告、請願・陳情審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部の順に進めてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず、乾総務部長に御挨拶をいただいた後、4月の人事異動で異動された執行部の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。

○乾 秀樹総務部長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。はい、皆さん、おはようございます。

( ) おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日、総務部・危機管理部の総務企画委員会、どうぞよろしくお願い申し上げます。議案が5件、そして、報告事項が6件という形になっております。簡潔な説明に心がけますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

このうち、議案第65号の一般会計補正予算でございますけども、御存じのとおり、5月8日の5類以降、こうしたことで、アフターコロナに向けて、大きくギアチェンジを図らせていただいております。まちなかの未来づくり、そして、脱炭素ゼロカーボンシティへの取組、そし

て、打って出る観光戦略、さらには、地域交通、次世代型のモデル事業というような形で、未来への投資、健全財政をしっかりと堅持しつつ、攻めの姿勢を鮮明に、アフターコロナの時代に向かってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

委員長からもお話ありましたように、新たな体制、皆さんのほうに御紹介できていない職員について、後ほど、自己紹介のほうさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○入江卓司職員課長 委員長。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。失礼します。それでは、今回の人事異動で異動になりました職員について、各自、自己紹介をさせていただきます。

このたびの4月の人事異動で、職員課長を拝命いたしました入江卓司です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○太田奈津美男女共同参画課長 失礼いたします。続きまして、4月に、男女共同参画課長を拝命いたしました太田と申します。よろしくお願ひいたします。

○中本克章危機管理課参事 続きまして、4月より、危機管理課参事を拝命しました中本と申します。よろしくお願ひします。

○前田修次職員課課長補佐 続きまして、職員課課長補佐を拝命いたしました前田修次と申します。よろしくお願ひいたします。

○西川裕二資産活用推進課課長補佐 続きまして、4月の人事異動で、資産活用推進課の課長補佐を拝命しました西川と申します。よろしくお願ひします。

○中川真人人権推進課課長補佐 はい。人権推進課課長補佐の中川です。よろしくお願ひいたします。

○北村誠太郎危機管理課課長補佐 はい。危機管理課課長補佐を拝命しました北村誠太郎です。よろしくお願ひいたします。

以上で、総務部・危機管理部の自己紹介を終了させていただきます。

◆砂田典男委員長 自己紹介のみで、議案説明、報告のない部署は、ここで御退席ください。

#### 議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願ひいたします。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口課長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。それでは、議案第65号一般会計補正予算（第2号）所管に属する部分について御説明をいたします。説明に当たりましては、資料の2の1、総務企画委員会説明資料、令和5年6月補正予算、こちらのものに沿って御説明をさせていただきます。なお、左のところにページを振っておりますので、こちら予算書、それから事業別概要、そちらを併せて御覧

になっていただきたいというふうに思います。

それでは、2ページでございますけども、歳出で、特定財源の説明ができるものについては、省略をいたしております。それでは、中ほどにあります、款・項、繰入金、目基金繰入金、補正額2億7,000万円でございます。こちら、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金の繰入金でございます。こちらは、今議会に提案しておりますコロナ対応・物価高騰対策の財源として活用するものでございまして、特に、国のコロナ物価高騰対策臨時交付金だけでは補えない財源に充当するという考えでございます。1,000万以上の11の事業、こちらを厳選して充当をさせていただいているものでございます。

なお、歳出につきましては、それぞれの常任委員会で御説明をさせていただきます。

続きまして、その下でございます。款・項、繰越金、前年度繰越金でございます。補正額が2億5,714万3,000円でございます。こちらは、このたびの補正第2号、総額で17億3,272万9,000円でございますけども、こちらに必要となる一般財源ということでございます。

なお、繰越金につきましては、現在決算作業に入っております、来月には監査委員のほうに、監査委員の審査に付していきたいと考えております。審査の後、監査の意見をつけまして、9月議会に提案をさせていただきたいというふうに思っております。この提案で御承認をいただいてから、前年度繰越金が確定するというところでございますが、現時点での見込みでございますけども、令和4年度、昨年度の前年度繰越金が、29億8,266万1,000円ございまして、今年度は、3億円ほど減少となる26億円程度になるというふうに見込んでおります。

以上、次のページ、歳入でございますが、歳入については以上でございます。

○入江卓司職員課長 委員長。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。資料は4ページを御覧いただけますでしょうか。一番上から、総務費、総務管理費、人事管理費、一般事務費でございます。予算書のページは26ページ、事業別概要のページは13ページでございます。補正額274万2,000円です。これは、令和5年3月～4月にかけて、税務署による所得税の源泉徴収の実地調査がございました。調査の結果、個人事業主、これは19事業者に対して、251万円の源泉徴収漏れがあるとの指摘を受けました。本来、市が源泉徴収すべきであった251万円と、それに対する不納付加算税、これは、いわゆるペナルティーで課された税です。並びに、延滞税4万6,000円を合わせて、274万2,000円を、これは税務署のほうに納付するために、このたび予算計上させていただいております。

源泉徴収漏れの原因としましては、個人事業主の場合は、源泉徴収義務者である鳥取市が、源泉徴収を行わなければいけないこととなっておりますが、支払い先の個人事業主を、事業名、屋号ですね、事業名等から源泉徴収の必要ない法人だというふうに、誤認というか、思い込みをしてしまったということが1点。それから、委託料の中に、デザイン料とかが含まれている場合に、通常デザイン料は、源泉徴収の対象になるということにして、そういったことが職員の中で十分に知識が不十分であったということから、源泉徴収が漏れていたということが原因になります。

対応につきましては、税務署から、源泉徴収漏れの所得税の納付の納付書が届いておりまして、納期限が5月18日となっております。延滞税のさらなる加算がされないよう、速やかに納付をするということが最優先と考えまして、既決予算を流用させていただき、支払いをさせていただいておりますので、御了解をいただきたいと思っております。延滞税及び不納付加算税につきましても、納期限が6月30日までとなっておりますので、こちらのほうも納付させていただきたいと思っております。

また、源泉徴収不足のあった個人事業主には、経緯の説明とおわびをするとともに、源泉徴収すべきであった所得税相当額を、本市へ返還いただくことをお願いをしております。

歳入予算に、個人事業主からの源泉徴収相当額返還金として、251万円を計上しておりますし、財源の内訳でいいますと、その他財源ということになります。

再発防止策としましては、各所属職員に対しまして、注意喚起と制度の周知を、徹底を行うとともに、支払い審査時におけるチェックの強化をしておるところでございます。不適切な事務処理によりまして、大変な御迷惑をおかけしましたことを、おわびを申し上げます。以上です。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。

同じく、資料2の1の4ページです。款民生費、項社会福祉費、目人権交流プラザ管理費の生活困窮者食料配布事業についてです。事業別概要は14ページになります。これは、生活困窮世帯の負担軽減を図るため、食品を無償配布するもので、291万1,000円をお願いするものであります。具体的には、地域食堂が把握する、子供が食事に困難を抱えている世帯や、中央人権福祉センター内に設置しておりますパーソナルサポートセンターで対応する、生活が困窮している方、世帯へ、パック御飯でありますとか、レトルト食品などを配布するものです。これによりまして、生活困窮世帯の当面の生活を支援するとともに、この食料支援をきっかけにいたしまして、困難を抱える方を必要な支援につないでいく取組にしようとするものです。以上でございます。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。同じく、資料2の1の4ページでございます。予算書は38ページ、事業別概要は15ページ上段でございます。款消防費、項消防費、目常備消防費の消防署庁舎等整備事業費でございます。補正額は1,078万3,000円、補正後額は2,030万6,000円、補正の予算の財源は、消防施設等整備事業債が1,070万円、一般財源が8万3,000円でございます。これは、鳥取県東部広域行政管理組合消防局が整備します、消防署の庁舎等の整備に係る事業でございます。消防署の庁舎の敷地は、消防署が所在する市町が準備して、東部消防局に無償貸付けし、庁舎自体は、東部消防局が整備することが協定により定められているところでございます。このたびの補正予算でお願いいたしますのは、気高消防署の建て替えに伴います、移転用地の造成をするための測量設計業務の委託料でござ

います。気高消防署の移転先は、現在、候補地をピックアップして、地権者の方をお願いをしている段階でございますが、来年度に用地を取得し、造成工事を行う予定としております。今年度は、この造成工事のための測量設計を行うためのものでございます。

続きまして、同じページでございます。予算書は38ページ、事業別概要は15ページ下段、款消防費、項消防費の目消防施設費、消防ポンプ格納庫等維持管理費でございます。補正額は59万4,000円、補正後額は628万2,000円、補正予算の財源である、その他財源は、建物等損害共済金が59万4,000円でございます。これは、朝月にあります鳥取市消防団の美穂分団、稲穂の美穂分団でございますが、こちらの消防格納庫を修繕するためのものでございます。修繕が必要となった経過といたしましては、本年3月1日、春季火災予防運動の広報・警戒活動のために、同分団が消防ポンプ自動車で出動しようとした際、格納庫のシャッターが上まで上がり切っていない状況で出庫しようとしたことによりまして、消防ポンプ車の天板の部分に搭載してございましたはしごなどと、格納庫のシャッターが接触して、格納庫のシャッターが破損したために、これを修繕したためのものでございます。修繕につきましては、シャッターの下の部分が大きく変形したため、その部分のパネルを交換して修繕することになりましたが、交換部品の納品に期日を要したため、本年度に入ってからのご着手となり、4月12日に修繕が完了したものでございます。本件につきましては、全国市有物件災害共済会の建物共済の対象となりまして、修繕費の全額が共済金として支払われる予定でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第68号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第68号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを、御説明いたします。

○入江卓司職員課長 委員長。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。それでは、議案第68号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。付議案は9ページになります。資料のほうは、付議案等説明資料、資料3の2ページになります。説明のほうは、資料のほうを使ってさせていただきます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に変更されたことに伴いまして、国の新型コロナウイルス感染症の対策の基本対処方針が廃止されたことを踏まえまして、この感染症対策業務に係る感染症防疫等手当の特例を廃止するとともに、特定新型インフルエンザ等に関する対策業務を追加し、今後、同様な感染症が発生した場合におきましても、早急に手当の支給規定を適用できるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきまして、まず、1ポツ目としまして、感染症防疫等手当についてです。1点目は、特例業務の廃止についてです。新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等手当の特例を廃止することといたします。これは、第4条のほうで本則があるんですけども、本則ではなく、元々特例として設けていたもので、これは、国家公務員につきましても、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等手当を廃止したということをございまして、本市についても同様に廃止をするものでございます。

2点目といたしまして、感染症防疫等手当の対象となる業務の追加についてでございます。新型コロナウイルス感染症に係る、いわゆるその防疫等手当については廃止となりますが、今後、同じレベルの感染症が発生した場合であって、政府対策本部が設置された場合に、速やかに支給規定のほう適用できるように、第4条の本則のほうに業務の追加をするものでございます。こちらにつきましても、国も県も同様の規定を設けるということでなっております。

続きまして、3点目としましては、手当額についてです。従事した日、1日につき1,500円、ただし、緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるものとして規則で定める業務に従事した場合にあっては、4,000円を超えない範囲で改正をすることとします。ここでは、上限額の設定をするものです。具体的な業務の手当額につきましては、今後、新たな感染症が発生して、実際に業務を追加するといった際に、規則で定めることとしております。

2ポツ目、施行期日につきましては、公布の日から施行することとします。

3ページ以降は、新旧の対照をつけております。4ページでいいますと、第4条第3項に、対象となる業務の追加をしておりますし、5ページでいきますと、第2項第4号に、上限額の規定を新たに設けているということでございます。一方で、5ページの一番下ですね、新型コロナウイルス感染症に係る手当、それから、その上限額につきましては、今回削除するものでございます。説明については、以上です。

◆砂田典男委員長 はい。御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第75号財産の取得について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第75号財産の取得について、執行部より御説明をお願いいたします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。続いて、議案第75号財産の取得についてを御説明いたします。付議案は25ページでございます。これは、鳥取市消防団の分団に配備しております、消防ポンプ自動車のうち、老朽化した1台を更新するためのものでございます。取得方法は、一般競争入札によるものでございます。取得金額は2,519万円、取得

の相手方は、株式会社吉谷機械製作所でございます。納期は、来年3月22日までとしておりまして、納入後は、鳥取市消防団松保分団に配備する予定としております。予定価格が2,000万円以上の不動産の買入れのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を得るために提案するものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議案第78号財産の無償貸付けについて（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第78号財産の無償貸付けについて、執行部より御説明をお願いいたします。

○濱岡直樹財産経営課長 委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。では、議案第78号財産の無償貸付けについて説明させていただきます。資料3の7ページ、8ページを御覧ください。付議案につきましては31ページになります。

これは、鳥取地震記念碑建立用地とするため、旧本庁舎跡地の一部を、鳥取地震犠牲者の慰霊碑（記念碑）建立をめざす会へ無償貸付けするに当たり、必要な議決を求めるものでございます。

鳥取大地震から80年となる、本年9月10日に向けて、被災者遺族を中心とした、鳥取地震犠牲者慰霊碑（記念碑）建立をめざす会、こちらのほうが、鳥取大地震の記念碑を建立し、後世の市民に地震の歴史を継承しようと賛同者を集められまして、取組を進められているところでございます。

このめざす会より、震災時の避難時及び復旧活動の拠点となり得る、緑あふれる広場を中心にしたオープンスペースといたしまして整備を進めております、旧本庁舎跡地に設置の希望がございました。本市では、鳥取市防災の日を定める条例を制定いたしてございまして、鳥取大地震の経験及び教訓を風化することなく、後世の市民に継承し、防災意識の向上を図ることとして、この9月10日を防災の日と定めております。

本記念碑の設置目的は、この本条例や、このたび整備いたします広場等の目的にも合致するものと考えてございまして、現在、普通財産となっております旧本庁舎跡地の一部を、無償で貸付けを行うことといたしまして、地方自治法第96条第1項第6号、こちらの規定により、議決をいただくよう提案させていただくものでございます。

また、広場が整備されまして、行政財産となったときには、改めて行政財産の使用の許可を行い、使用につきましては減免扱いとさせていただきたいと考えております。以上です。すみません、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。



○濱岡直樹財産経営課長 すみません。資料の訂正させていただきます。資料7ページのほうに、議案のタイトルに、財産の無償譲渡及び無償貸付けとありますけども、すみません、申し訳ないです。無償貸付けの誤りですので、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第 87 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第 87 号専決処分事項の報告及び承認についての御説明をお願いいたします。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いをします。それでは、議案第 87 号専決処分事項の報告及び承認、所管に属する部分でございます。こちらは、令和 5 年 3 月 31 日に行いました、令和 4 年度の一般会計補正予算第 13 号になりますけども、こちらのものということになります。説明に当たりましては、資料の 2 の 2 でございます。こちらを基に御説明をさせていただきます。なお、左側に予算書のページを記載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

それでは、2 ページを御覧ください。上段でございますが、地方譲与税でございます。なお、こちらの地方譲与税は、国税の内容、その一部を、地方自治体に配分されるものということでございますので、上段の項自動車重量譲与税から、3 ページの森林環境譲与税、上段でございますけども、こちらまで、全て国のほうから、令和 5 年 3 月 31 日に交付決定をいただきましたので、これに伴った補正額ということでございます。

それから、3 ページでございますけども、款利子割交付金でございます。こちらから 4 ページ、それから 5 ページの中段、自動車税環境性能割交付金、こちらまでは、県から配分される交付金でございます。こちらは、3 月 13 日に交付決定いただきましたので、それに合わせまして、専決補正予算を計上させていただくものでございます。

続きまして、その下、5 ページの下段でございますけども、地方特例交付金でございます。補正額が 413 万 8,000 円ということでございます。こちらの地方特例交付金につきましては、個人市民税の住宅借入金控除、こちらの控除によって、税収が減額になるという部分に対して、国から補填をされるものの交付金でございます。こちらも、3 月 13 日に確定通知を受けたものでございます。

次に、6 ページでございます。6 ページの上段でございます。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。こちらは、令和 4 年度のみ計上されるものでございまして、固定資産税のうち、コロナ感染の関連で、先端設備を導入した者に対して、軽減

を行うという国の制度がございまして、こちらに応じて、減額した税収の部分を補填をするということでございまして、こちらは、3月16日に、国のほうから確定額が示されましたので、それに合わせて計上するものでございます。補正額は1,795万2,000円ということでございます。

それから、その下でございます。款・項・目、地方交付税でございます。補正額は4億8,739万2,000円、こちらは、特別交付税の最終配分額を計上するものでございまして、これによって、特別交付税、令和4年度の最終額が、補正後の額となりますけれども、24億8,957万4,000円ということでございます。こちらにつきましては、国のほうの昨年12月からの大雪の除雪対策、それから物価高騰、こういったものの地方の財源の不足に対応したということで、3月22日に追加配分されたものでございます。

それから、その下でございますけれども、款・項・目、交通安全対策特別交付金でございます。こちら、マイナスの82万9,000円ということでございますが、こちら、国からの通知に基づきまして計上をさせていただくものでございます。

続きまして、7ページでございます。7ページ上段、財産収入、利子及び配当金、目でございます。それから、その下、財産売払い収入で、債券売払い収入でございます。こちらの2つにつきましては、財政調整基金の資金運用で、現在、国債、それから都道府県債、こういったものを購入して資金運用しているわけでございますが、その一部の県債につきまして、有利な財源、有利な条件で借換えができるということになりましたので、それを売却をして、ほかのもの、都道府県債を購入したというものでございまして、そのときの合い差になります売上収入、売却益が出ましたので、その分を494万4,000円計上するものということでございます。それに併せまして、利息の部分が日割りで計算されておりますので、4万1,000円、こちら計上するというものでございまして、この2つにつきましては、この専決補正予算で、財政調整基金のほうに積立てを行うという処理をさせていただいております。

それから、その下でございます。款・項、寄附金、目が総務費寄附金、補正額が5,545万6,000円でございます。こちら、ふるさと納税の1月～3月、令和5年の1月～3月の分の寄附金を計上しているものでございます。細かい、詳細でいきますと、個人から頂いているものが1,440人ございまして、5,435万6,000円、こちらが個人から頂いているふるさと納税でございます。それから、企業版ふるさと納税としまして2者、これ、合計110万でございますけれども、こちらを頂いておるということでございまして、合計5,545万6,000円ということになります。

それから、8ページでございます。8ページ、款・項、繰入金、目が基金繰入金、補正額がマイナスの200万ということでございます。こちらにつきましては、公共施設等整備基金繰入金のマイナスでございまして、こちらにつきましては、超高速整備事業、令和4年度に取り組んでおりました事業の起債が、過疎債の借入枠が、200万ほど増加できたということでございまして、これは福部の部分になりますけれども、この200万円が起債、借りることができましたので、その200万円の分を、基金のほう、繰入れを減額をするということにしております。なお、起債のほうの補正の説明につきましては、この総務企画委員会の企画推進部のほうが行う予定にしておりますので、そちらで御確認いただければというふうに思います。

以上が、専決補正予算で計上させていただきました、歳入の御説明でございます。

続きまして、歳出のほうに入らせていただきます。9ページでございます。9ページ、款総務費、総務管理費、財産管理費でございます。3つの基金の積立てということになります。

1つ目が、財政調整基金積立金としまして、2億2,437万8,000円、こちらを計上させていただくものでございます。こちら、先ほど歳入で御説明しました、債券売払い収入、それから利子、これを特財として、その他のところ、498万5,000円、こちらを計上しております。併せまして、一般財源の2億1,939万3,000円でございますが、こちらにつきましては、最終補正、このたびの専決補正全体の収支を勘案しまして、11次総合計画、それから市政改革プラン、こちらに基づきまして、トータルで2億2,437万8,000円を、積立てを行わせていただくものでございます。これによりまして、令和4年度末の財政調整基金の残高は、37億5,652万2,000円ということになります。

続きまして、ふるさと納税基金積立金でございますけれども、先ほど御説明させていただきました、個人さんから頂いたものでございます。こちら、5,435万6,000円計上させていただきました。最終的に、令和4年度のふるさと納税への積立ては、9億294万2,000円ということになります。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金積立金2億7,000万でございます。こちらは特別交付税の増額、この一部を使いまして、令和5年度に必要となります物価高騰対策、こういったものに速やかに活用させていただくために、2億7,000万積立てを行わせていただいたものでございます。なお、議案65号で御説明をさせていただきました、コロナ物価対策として、こちらを充当させていただいて、しっかりと市民サービスの向上に図っていらっしゃるでございます。私からは以上でございます。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。同じく、資料のほう9ページ、一番下、徴税費、税務総務費、固定資産評価審査委員会費でございます。専決補正の予算書26ページとなります。はい。こちらにつきましては、令和4年度の固定資産税に関しまして、土地の評価額に不服があるとして、昨年7月に、土地の所有者から、本市、固定資産評価審査委員会に審査の申出がなされました。令和4年度につきましては、固定資産評価の据置年度でございまして、本案件は、地方税法に沿って、審査申出ができる要件に該当しないということで、同委員会が申出を却下する決定をいたしました。これに対しまして、本年3月、決定の取消しを求めた訴えが提起されてございます。これを受けまして、代理人弁護士と相談の上、訴訟の準備を進め、3月専決補正予算で、所要の訴訟費用、弁護士の着手金となりますけれども、44万円を計上させていただいたというものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

報告第5号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。まず、報告第5号繰越明許費繰越計算書についてです。執行部より御説明をお願いいたします。

○濱岡直樹財産経営課長 委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。続きまして、繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。総務部・危機管理部所管の事業につきまして、順次説明させていただきます。付議案の52ページを御覧ください。

上から2段目の事業になります。本庁舎等管理費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）です。令和5年2月定例会におきまして、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国の補正予算に呼応し、本庁舎・駅南庁舎・下水道庁舎及び各総合支所のアルコール消毒液など、感染防止、感染拡大防止に必要な衛生用品の購入費用として、また、保健所の新型コロナウイルス感染症へ対応するための電話料金といたしまして、繰越明許の議決をいただいた同額を繰越しまして、本年度執行するものでございます。以上です。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。同じく、同じ52ページでございますが、3段下がっていただきまして、同じく総務費、総務管理費の防災備蓄事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。予算額350万円のうち、全額350万円を繰越しさせていただいたものでございます。これは、従前より取り組んでおります、災害時の備蓄物資のうち、新型コロナ対策に使用するウェットティッシュですとか、吸熱シートなど、衛生用品の更新・整備を行うものでございまして、国の補正予算に呼応して実施するものでございます。

続きまして、本課の事業でございますが、付議案56ページのほう御覧ください。56ページでございますが、下から5行目でございます。予算は、款消防費、項消防費に変わります。消防団救助能力向上資機材緊急整備事業（令和4年度国2次補正）でございます。予算額3,000万円のうち、全額3,000万円を繰越しさせていただいたものでございます。これは、鳥取市消防団が活動する際に着用する活動服、これを、視認性が高い、国が定める現在の基準の活動服に更新しまして、安全性の向上などを図ろうとするもので、国の2次補正予算案に呼応して実施するため、繰越したものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 川口局長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい、中央人権福祉センター、川口でございます。付議案の52ページになります。民生費、社会福祉費、生活困窮者食料配布事業でございます。予算額118万8,000円で、全額繰越しをさせていただくものです。これについては、新型コロ

ナウウイルスや物価高騰の影響を受けている生活困窮者の負担軽減を図るための食品等を無償で提供する経費でございまして、これを今年度、執行させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○濱岡直樹財産経営課長 委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。54 ページをお願いします。上段から、上から9段目になります。国土調査事業（令和4年度国2次補正）です。本市の地籍調査を進めていくために、国の補正予算に呼応いたしまして、2月定例会で議決をいただきました1億2,049万3,000円、こちら全額、繰越しを行ったものでございます。近年、国の補正予算に合わせて、本市も補正予算を計上していきまして、事業費をしっかりと確保するというところで、執行を、確保しまして、執行をする形を取っております。以上です。

報告第5号になりましては、以上になります。

◆砂田典男委員長 はい。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

それでは、ここで、議案説明のみで、報告のない部署は、御退席ください。

#### 報告第11号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 次に、報告第11号専決処分事項の報告について、執行部より御説明をお願いいたします。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。では、議案第11号専決処分事項の報告について、説明させていただきます。付議案につきましては、77ページ、資料3の9ページのほうを御覧ください。はい。

こちらの令和5年1月28日に、用瀬町の別府地内で、別府財産区所有の土地の立木が、大雪で折れて落下いたしまして、隣接地に駐車しておりました、相手方車両のフロントガラス、こちらを破損させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和5年5月23日に専決処分をいたしましたので、報告させていただくものでございます。

損害賠償額は、車両の修理費といたしまして、5万3,174円となります。こちら、本市で加入しております市民総合賠償補償保険、こちらの適用を検討いたしましたが、本件のような、自然の立木による、そういう損害につきましては、保険の対象にはならないということになりましたので、既決予算を流用いたしまして対応させていただきたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市役所旧本庁舎解体（地階）工事に伴う鳥取赤十字病院への影響の経過について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 次に、鳥取市役所旧本庁舎解体工事に伴う鳥取赤十字病院への影響の経過についてを御説明いただきます。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。こちらにつきましては、令和4年の12月の定例会の委員会におきまして報告させていただいた件につきましてはの再度の報告となります。

旧本庁舎解体の地階の工事につきましては、令和4年の12月末に工事完了をしておるところですけれども、その工事期間中の12月13日に、鳥取赤十字病院敷地内のL型側溝が沈下したということと、管理用通路の舗装にひび割れが生じたということと、工事の管理業者より報告を受けまして、19日の総務企画委員会におきまして、原因等確認の上、時期も含めて、今後の修復について検討していくということを報告させていただいていたものでございます。

その後、施工業者と鳥取赤十字病院と協議を行いまして、こちらにつきましては、やはり12月10日～13日にかけて行いました、鋼矢板、矢板の引き抜き作業、こちらが原因であるという判断させていただきました。また、施工業者におきまして、補修を行うということを確認させていただきました。大きな解体工事でしたので、しばらく地盤が安定するまで待ちまして施工したほうが良いという判断をいたしまして、3月15日～17日、この期間において補修工事を行いまして、日赤側についても確認をしていただきまして、補修を完了ということにさせていただいております。

現在、旧本庁舎と第二庁舎、こちらを建設されていた箇所につきましては、周囲をくいとロープで囲いまして、立入禁止としておるところでございます。引き続き、跡地の整備が始まるまでの期間につきましては、適切な管理を行ってまいりたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 確認です。今話があったんだけど、いわゆる工損調査の結果ですね、何らかのまた影響が出た場合のその補修等々については、これ、業者の責任ですということ。ですから、その費用については、これは業者負担ということになるんですか。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 このたびの本件につきましては、業者負担で行っていただいております。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ということは、業者でなくして、いわゆる行政の負担っていうのも、中には、

その状況を見ながらの話になるけど、今回の場合は、業者が全部負担をしたということですね。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。そのとおりでございます、はい。

◆上杉栄一委員 はい。分かりました。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。はい。

#### 鳥取市公共施設の整理合理化に関する方針について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 次に、鳥取市公共施設の整理合理化に関する方針について、執行部より御説明をお願いいたします。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。それでは、同じく資料3、11ページを御覧ください。鳥取市公共施設の整理合理化に関する方針の策定に向けまして、本年4月3日～24日までの間、市民政策コメントを実施いたしました。その結果、12、13ページのとおり、11件の御意見を頂きました。その中で、12ページの緑色に着色しております2件について、御紹介させていただきたいと思っております。

まず、番号2です。庁舎やスポーツ施設などの施設分類ごとに、現状や課題等を記載していますが、記載内容が混在していて分かりにくいと、そういう御意見を頂きました。これにつきましては、頂いた御意見のとおり、現状と課題、それぞれ仕分けして、分かりやすく記載することといたします。

次の3番では、施設カルテによる見える化について、基礎データ以外の情報も整理する必要があるのではないかという意見を頂いたところでございます。こちらについても、施設カルテの基本情報以外でも、今後の計画ですとか進捗状況、こちらについても広く発信していこうと思っております。

その他の御意見につきましては、資料をお読み取りいただければと思います。

11ページを御覧ください。今後の取組でございます。本方針を策定するとともに、施設の基本情報であります施設カルテにつきましては、令和6年3月、こちらの公開に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。また、施設の包括管理委託の導入について、こちらでも検討を始めたいと思っております。こちら、具体的な施設や業務内容などの詳細な段階になりましたら、議員の皆様にも、またお諮りしながら進めてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 もう一度、この今回パブコメを取られて、つくろうとされてる、その鳥取市公

共施設の整理合理化に関する方針っていうのは、これまでいろいろその公共施設に関しては、いろんな計画がありましたよね。これの位置づけは、ちょっとどういう具合になるもんなんですか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 伊藤議員さんの御質問ですけれども、今まで、再配置の基本計画とか、様々な計画をつくってきたんですけども、基本、再配置につきましては、施設の更新時期に併せて、今後どうやっていくのかっていうような計画でございました。今回の整理合理化につきましては、やはり財源も縮小していく中で、施設の更新時期まではやっぱり待てないと、前倒ししてでも、施設をどうにかしていかないといけないというようなことを踏まえまして、新たな取組を、今後、この方針策定の後に、今後いろいろ手を考えていこう、いろんな手立てを考えていこうと思っておるところでございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 これまで、1期・2期・3期・4期って、その建物の建てられた時期によって、ちょっと大きく区分けがあって、その何期とかっていう、その対象の期になったときに考えましようみたいなことだったと理解してるんですけど、そうではなくてっていうことだと、さっきの説明で思ったんですけど、ちょっとこの何、整理合理化って言葉があるんですけど、長寿命化っていう考え方がありますが、こう長くもたせていく、それもこれに含まってるんですか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 こちらの方針案の中に、例えば、長寿命化ですけれども、長寿命化っていうのは、やっぱり将来にわたって、その施設を長く維持するために、計画的に予防修繕していきましようっていう考えですので、当然、その考えっていうので、この整理合理化の中でも反映していく制度だと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 そしたら、じゃあ、例えば、具体的な施設を考えるとときに、これを、長寿命化計画をつくってですね、そういうふうに対応していくとか、もしくは新しく建て替えるとか、何かそういった、どういうふうにしていくかを考えていくための方針って思ったらいいんですか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 そのとおりでございます。これがスタートになると思っております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。前にも言ったんですけど、この整理合理化っていう言葉、どうにかありませんかと。ちょっとネーミングを、ちょっと考えていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。



（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

それでは、ここで、議案説明のみで、報告のない部署は御退席ください。

#### クラウドファンディング型ふるさと納税の募集開始について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 次に、クラウドファンディング型ふるさと納税の募集開始について、執行部より説明をお願いいたします。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課の米田でございます。クラウドファンディング型ふるさと納税の募集開始について、御報告をさせていただきます。資料のほうは、資料3の14ページをお願いいたします。

本市におきましては、鳥取市市政改革プランにおいて、自主財源の確保と新たな財源の創出への取組として、クラウドファンディング型ふるさと納税の活用について、検討を行ってまいりました。このたび、令和5年度から、クラウドファンディング型ふるさと納税の募集を開始することといたしましたので、御報告をさせていただくものです。

まず、事業の概要というところでございますが、このクラウドファンディング型ふるさと納税というのは、通常ふるさと納税制度に、事業への賛同者から出資をしていただくというクラウドファンディングの仕組みを組み合わせたものとなっております。ふるさと納税では、寄附金の使い道を、政策分野、例えば、砂丘の保全であるとか、医療の関係、子育ての関係といった政策の分野から選択するのに対しまして、クラウドファンディング型ふるさと納税では、特定の事業について、事業内容や寄附金の使い道を明示し、その事業に賛同いただける方から寄附金を募るものでございます。本市では、地域の課題解決や地域創生への取組のための新たな財源の確保の手段として、クラウドファンディング型ふるさと納税を、今年度から新たに開始するものです。

続きまして、令和5年度の寄附金の活用事業についてでございます。まず、第1弾としまして、7月の下旬～9月の下旬にかけて、野良猫の不妊・去勢手術費の補助金、第2弾としまして、10月～12月にかけて、子ども第3の居場所事業費、それから、鳥取城跡保存修理事業費、この3事業を、今年度は予定をしておるところでございます。いずれの事業も、事業を執行するための事業費につきましては、今年度の当初予算に計上済みの事業となっております。

最後に、寄附の募集の方法についてでございますが、民間事業者が運営するクラウドファンディング型ふるさと納税のポータルサイトのほうに、この寄附の事業を掲載いたしまして、その知名度を生かして、日本全国に向け、広く寄附を募集することとしております。鳥取市といたしましても、寄附の募集を開始しましたら、ホームページやSNS等を利用した広報、あるいは、この事業に関係する皆さんに、口コミ等で情報を広めていただくなどして、PRを図っていく予定としておるところでございます。御説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。大変すばらしい目的で、特に私は、野良猫不妊・去勢手術費補助金というのがあるんですけど、これ、6月補正には、地域猫という表現で出ておりました、野良猫という言い方もあるのかもしれませんが、地域猫を野良猫ってしていただいたらいいのかなと、ちょっと意見です。

それからもう一つ、民間でも、スペイクリニックとかいって、米子の辺りに、今私も寄附させていただいたんですけど、400万円をモデルに、地域猫の去勢とか、そういうことをするってことで、民間でもそういうのを、クラウドファンディングやっておられるような状況がありますので、その辺との関係性なり、民間のそのクラウドをちょっと、何ちゅうですか、抑えるようなことになってはいけませんし、その辺りの考え方と。

あと、ちょっとあれなんですけども、これ、1弾と2弾の目標額っていうのは、どのぐらいの額を、予算に計上されとるって言っとられましたけど、どの辺の額を目指しておられるのか教えてくださいませ。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課、米田です。議員さんがおっしゃられました、また、野良猫、地域猫等の表現については、またこちらのほうで、実際に募集を開始するときに、また検討をさせていただきたいと思っております。

それから、事業費の関係ですけれども、まず、野良猫の不妊・去勢手術のほうは、歳出予算としては、140万計上させていただいております。

子ども第3の居場所のほうは、このクラウドファンディング型ふるさと納税の対象事業費としては、100万円を計上させていただいております。

③番の鳥取城跡保存事業につきましては、今年度の全体の事業費としては、2億4,000万を歳出として計上させていただいております。

それで、ふるさと納税のこの対象額、寄附金の目標額といたしましては、①番と②番の野良猫のほうと、子ども第3の居場所のほうは、金額が100万程度でございますので、事業費の全額を目標額として設定をさせていただこうかなというふうに考えておりますし、鳥取城跡のほうは、事業費のほう結構多額に上るといふところもありますので、今後、ふるさと納税のそのポータル事業者さんのほうとも相談しながら、調整しながら、実際の目標額をどのぐらいに設定したらいいのかなっていうのを、今後検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

◆西尾彰仁委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 もう一点、他のこういうクラウドファンディング、もう結構たくさん、全国的にも、さっきも例もありましたけども、米子でもあって、そういうのされとるんですけど、そ

の辺りとの関係は、どう考えておられますでしょうか。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課、米田でございます。今、クラウドファンディング事業、いろいろ人気がありまして、いろんなところが、それぞれ事業に取り組んでおられます。鳥取市のほうといたしましても、できるだけ、その寄附金を多く募ることができるように、他都市の事例等も参考にしながら、鳥取市の事業も選定を図って進めていきたいと考えているところです。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。今回6月補正にも、この地域猫の活動等支援事業費っていうのが計上されてまして、これの財源は、その他財源収入は、中核市の関連事業等負担金というような形で上がるとは思いますが、この辺りの関係性とかですね、その辺も、いいことなんですけども、私がちょっと懸念するのは、民間のクラウドファンディングを圧迫するようなことがないようにしていただきたいという意見を申し上げて、質問を終わります。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 参考までにお聞きしたいんですけどね、事業は様々な事業が考えられると思うんですけど、なぜこの3つの事業に絞られたのか。その理由なり、根拠を教えてください。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課、米田です。今回、この3事業を選定させていただきましたのは、まず、鳥取市のほうのクラウドファンディング型ふるさと納税のその目的というか、狙いとして、地域課題の解決と地方創生の推進という2つの柱を掲げておりまして、まず、野良猫の不妊・去勢事業と、子どもの第3の居場所事業っていうものにつきましては、地域課題の解決っていう視点から、市民の日常生活に身近な課題の解決、地域の課題を解決するための事業であることと、他都市の成功事例等を参考に、広く賛同を、皆さんから広く賛同を得られやすい事業として選定をいたしましたものです。

3番目の鳥取城跡の保存事業につきましては、実は、鳥取市の市政改革推進市民委員会のほうからも、いろいろ御意見を頂いておりまして、その中で、クラウドファンディング型ふるさと納税を通じて、鳥取市を全国にPRできるような、鳥取市のファンをもっと増やすことができるような事業っていうのも選定すべきではないかというような意見を頂いたところから、注目度が高く、それで、鳥取市が長年にわたって取り組んでいる、この鳥取城跡の保存修理事業というものを、ふるさと納税の、クラウドファンディング型ふるさと納税の対象事業に選定をいたしましたところなんです。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ちょっとお聞きしたいんですけども、今回、こういったクラウドファンディング型のふるさと納税、この事業、この取組っていうのは、単発で終わるのか、今後継続してずっとやっていこう、その場合に、その事業名との関係、いろいろあると思うんですけども、そこ

ら辺りは、今後の考え方についてお聞きしてみたいと思います。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課、米田でございます。このクラウドファンディング型ふるさと納税は、一応、募集期間を3か月というふうにとっておりますので、単発で、そのたびに募集していくことになると思いますけれども、事業自体は、毎年継続的に行っている事業もございますので、それにつきましては、また今年度の募集状況等も勘案しながら、来年度以降も継続して実施するかどうかというところは、引き続き、検討を行っていきたいと考えております。基本的には、この3事業については、事業も継続しておりますので、来年度以降も続けていこうかと検討しているところでございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 クラウドファンディングということで、ふるさと納税はふるさと納税として、返礼品はもちろんあるんだけど、あえてクラウドファンディングっていうことになる、その活動に対する、いわゆる報告であったり、メッセージであったり、そういったものをその寄附者に返していくんだけど、具体的には、どういう、その寄附者に対して、クラウドファンディングした人に対して、どういう、何ていうの、報告なりってというようなこと、その辺の考え方を教えてください。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課、米田です。今回の募集につきましては、ふるさと納税のポータル事業者のホームページ等を通して、募集をしていくことになるんですけども、その中に、募集を始めるときは、この事業の内容を紹介するページもあるんですけども、その中に、事業の進捗であるとか、実績を報告するページもありますので、基本的には、そこに情報を載せていく。例えば、個人の皆様に、また報告書のようなものを作って、郵送で直接お送りをさせていただくというような形を考えております。

◆上杉栄一委員 はい。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 だから、そのホームページに載せるっていうことであつたら、クラウドファンディングにはならんわけで、だから、やっぱり寄附した個人に、活動報告なり、いわゆるこういった効果があつたとかいうことは、それはやっぱり丁寧にやっていかなきゃいけないので、やはり、だからこそそのクラウドファンディングで、それが、ホームページだけに載せるのであるならば、普通の一般の寄附と変わらんわけだからね。その辺りは配慮してやってください。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。ちょっと期間について教えてください。どうして、7月～9月っていうのと、10月～12月っていう区分けにしているのかっていうのと、あと、それに併せて、この①と②・③っていう、こういう区分けになつてる、何かその選定理由があれば教えてください。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課、米田です。募集時期についてでございますけれども、ふるさと納税で、一番その寄附が集まる時期っていうのは、やっぱり年末の10月～12月になりますので、その時期に3事業をというふうにも考えてはみたんですけども、そのふるさと納税のポータルサイトを運営している事業者さんのほうと、いろいろ話を詰めてアドバイスをいただく中で、3つの事業を1つの時期に集めてしまうと、寄附金が分散してしまう可能性もあるというようなアドバイスをいただきまして、その中で、比較的、他都市の事例等を見て、寄附金が集まりやすい事業である野良猫の不妊・去勢事業につきましては、ちょっと早めに7月～9月に設定させていただいて、子どもの第3の居場所事業と、鳥取城跡の保存修理事業につきましては、一番寄附金が多くなる10月～12月というふうに設定を分けさせていただきました。それで、第1弾、野良猫の不妊手術の補助金のほうを、7月下旬から一足早く始めるんですけども、そこでまた、いろいろノウハウ等がまた得られると思いますので、それをまた第2弾の募集に生かしていきたいと考えているところです。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 あと、もう一点ちょっと別件で、この広報についてちょっとお聞かせていただきたいんですが、結構、僕も何回か、もうクラウドファンディングやってて、この広報費をかなり大量に突っ込んで、それで大きな利益を得るっていうパターンと、ある程度お金がこう入る分、入ればいいやっていうような考え方、あまり広報費使わないでっていうようなところもあると思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課、米田です。広報のPRの仕方につきましても、ふるさと納税のそのポータル事業者さんのほうから、いろいろアドバイス、助言をいただいております。現在考えておりますのは、市のホームページ等に載せたり、公式なSNS等で発信をしたりということを考えておるんですけども、やはり一番効果が高いものとしましては、やはり関係者、例えば、野良猫でしたら、そこに携わっておられるボランティアの方等から、口コミで直接宣伝していただくっていうような形が、一番効果が高いというふうに聞いておりますので、そういうようなところにチラシを配ったり、あるいは、イベント等に参加される方にチラシを配ると、あまり経費をかけないでPRをさせていただく方法を考えているところでございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 これ、期間が決まってるんですけど、一応、目標の額も言われましたけど、目標額よりも多く集まった場合でも、この対象の事業に、その予算は使われるっていう理解でいいんですか。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課、米田です。現時点では、そのふるさと納税のポータルサイトに載せる際に、寄附金の目標額を超えても、そのまま寄附金を集め続ける

のか、その場合、一旦、それで終了してしまうのかっていうのが選べるようになっておりまして、現在は、目標額に達成したら終了するような形で考えているところです。ただ、そのまま、多少目標額を超えて寄附金が集まった場合でも、それは事業費のほうに充当して活用させていただきたいと考えているところです。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。すみません。ちょっと補足をさせていただきます。一番最初に説明させていただきましたけども、事業の実施に係る歳出予算のほうは、既に、もう当初予算で組んで事業をさせていただいておりますので、基本的には、もし、その目標設定金額以上に寄附金が集まっても、歳出のほうの予算は、もう既に決まっておりますので、集まった部分を、すぐすぐ、その支出のほうで使えないという問題もありますので、そういう関係で、目標額を上限を設定して、そこに到達したら一旦終了させてもらって、もらった金額を100%歳出のほうに回せるような形を考えているところです。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。分かりました。よその自治体では、足りなくっても、目標額よりも集まっても、その対象の事業に活用しますっていうことが書かれてるところがあったので、だけど、鳥取市の場合、当初で予算決めて、もう事業自体は執行されてるので、このお金が集まらないと、その事業をしないわけではないので、先ほど言われたことは分かりました。到達したらね、はい。

それと、あと、すみません、さっき柳議員も広報のことを言われたんですけど、何だったっけ、ポータルサイトのホームページでいろいろ紹介とかね、ふうに言われたんですが、これって、このクラウドファンディング型ふるさと納税を取り入れることで、何、サイトの今まで払ってるお金が、どれぐらい増えるものなんですか、経費として。

◆砂田典男委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 はい。行財政改革課、米田です。現在、鳥取市のほうでは、通常のふるさと納税のほうも、このポータルサイトを使って実施しておりまして、このクラウドファンディング型ふるさと納税のほうは、その契約の中の1つのオプションとして入っておりますので、これを導入することによって、ポータルサイトの利用料のほうに、基本料金のほうの追加の費用は出てこないことになっております。

◆伊藤幾子委員 はい、分かりました。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

#### 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について、御説明をお願いいたします。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河川正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。そうしますと、公会計制度に基づく財務書類、こちら、できましたので、別添ではございますけども、つけております。資料のほうは15ページでございます。こちら、平成26年度に総務省のほうの改定がございまして、平成28年度決算から作成をしているものでございます。詳細につきましては、別紙の財務書類、平成、すみません。令和3年度決算、こちらのほうで簡単に御説明をさせていただきますきたいと思います。

それでは、はぐっていただきまして、4ページでございます。基本的には、財務書類、一般会計等というところが左側にあると思います。こちらが、いわゆる全国的な一般会計に付随する会計を合わせたものということでございますので、この一般会計等につきましては、全ての分析が、総務省の統一的基準に基づけば、比較ができるということになります。

それ以外の右側のほうにあります、公設地方卸売市場、あるいは国保、それから、下のほうでいきますと、水道、工業、病院、公営企業のほうでございますが、こういったものは、それぞれの自治体によって違ってまいりますので、ここは全体という捉え方にして、ここについては、他種との比較はできないということでございます。

それから、もう一つ大きな枠で、連結というふうにしております。総務省が求めているものにつきましては、一般会計等だけではなくて、連結で全ての会計、鳥取市の会計全てのものについて、この財務書類を作るということの範囲が決められておりますので、連結というものがございます。このたびの資料につきましては、先ほど言いましたように、一般会計等ということで、他種との比較もできるものについて御説明をさせていただきます。

7ページでございます。令和3年度の貸借対照表、いわゆるバランスシートでございますけども、トータルで、令和3年度は2,777億7,900万円ということでございまして、前年度より13億3,700万円の減ということでございます。

資産のところで見いただきますと、上のほう、建物がございます。有形固定資産の中の建物、ここが大体20億円ぐらいの増ということになっておりますので、ここは、南中、それから江山学園、これは、美和小学校の部分でございますが、それから国英の活性化施設、こういったものが新たに加わって、建物として上がる。ただ、その下にあります減価償却累計額ということで、やはり、年々施設のほうが老朽化をしていきます。特に大きく39億円ほど減少になっている大きなものは、庁舎、それから可燃物処理施設等が、特に神谷清掃工場につきましては、この分が大きく減少になってきているということが言えると思います。

それから、下のほうに移っていただきまして、インフラ資産ということでございまして、こちら、土地のところは3億8,000万円ほどの増というふうになっておりますが、こちら、河原の運動公園を新たに、今購入を、買戻しを行っております。それから市道、公園、こういったものも整備を整えておりますので、増というふうになっておりますが、もう少し下がっていただきまして、工作物、こちらは、31億ほどの増ということでございまして、特に令和3年度は、超高速、光ケーブルの関係でございます。こちら、多く事業を展開をしております。それから市道、こういったものも毎年多くやっておりますので、こういった関係で、31億円の増と。ただ、一方で、工作物のほうも老朽化がきておりますので、減価償却のほうを考えれば、26億

ほどの減ということになっております。

それから、少し下がっていただきまして、出資金のところでございます。出資金のところ、9億円ほどの増ということで、158億円積み上がっております。こちら、公営企業、病院、それから水道・下水道に対する繰出金が、ここに上がってくるということでございますので、本市の出資金の繰り出しは9億円ほどの増ということになっております。

それから、下のほうに下りていただきまして、基金のところのその他のところで、1億9,000万ほどの減ということになっておりますが、こちら、公共施設等整備基金、それから地域振興基金、こういったものを事業のほうの財源として活用させていただいたということでございます。

それから、下がっていただいて、現金預金が、前年度より10億円ほどの増、令和3年度、40億円ございました。こちら、繰越金が多く出ました。この繰越金につきましては、令和4年度の返還金などが、コロナの関係で多くありましたので、こういったことで、10億円ほどの現金が多くあったということでございます。

それから、下のほうの基金は、財政調整型基金ということでございますので、財政調整基金をここで計上して、2億4,900万円ほどの積み増しを行ったものでございます。

それから、右肩のほうでございますけども、負債、それから資産のほうの部分でございますが、固定負債のほうで、約33億円ほどの増ということで、ここが、令和3年度大きく動いております。これは可燃物処理施設でございますけど、こちらの負担金に伴う起債ということで、負債が大きく増えてきております。

それから、流動負債のほうにつきましては、特に1年以内をという予定の地方債、これがいわゆる公債費の部分でございますけども、公債費は前年度よりは若干の減ということで、92億3,000万円の減ということでございます。都合、歳入、すみません。

資産、それから、資産、純資産の部、それから負債の部、右肩でございますけども、これもバランスシートで合わせておりますので、2,777億7,900万円ということでございます。

それから、8ページからは、分析をちょっと入れております。先ほどから、るる御説明をさせていただきまして、貸借対照表の経年分析ということでございますが、全体としましては、13億円の減少ということでございまして、こちら、学校施設の増改築や、国英の活性化施設の増などもございました。負債のほうにつきましては、令和2年度と比べて、29億円の増ということでございますので、これは大きなところは、新可燃物の処理施設ということでございます。

この下のほうに、1人当たりの資産額ということで割戻しをしておりますが、これ、こちらが、将来にわたって資産がどれくらいあるかということでございまして、前年度よりは、若干の増という、3,000円ほどの増ということでございまして、1人当たり150万5,000円の資産を本市は抱えておるということでございますが、こちら、前年度より増えておるのが、人口がやはり減ってきているということと、それから、先ほど言いましたように、学校の改修、こういったものが、資産としては押し上げた部分になってきているということでございます。

それから、9ページに移っていただきまして、歳入・歳出に占める資産の比率でございまして、令和3年度は2.24ということでございまして、標準的には、大体2.5～3年辺りが、この



割合としてはいいということでございます。こちらは、資産を歳入の合計で割るということでございますから、こちらが多ければ多いほど、歳入に占める資産が多くありますので、今後非常に大変になってくるということでございますので、大体二、三年以内に抑えるということが、財政的には、一番いい資産の運用の仕方というふうに考えております。

それから、その下でございますけれども、こちら、減価償却の分、こちらにつきましては、いわゆる老朽度を見るということございまして、償却資産の額を割り込むということでございますので、55.0%ということで、前年度よりは率が高くなっております。これが100%に近づけば、施設がほぼ老朽化にしておるということになりますので、大体50%ぐらいであれば、まだ施設のほうは、老朽化は、そこまで全体的にはいっていないということになっております。本市の場合は、庁舎を新しくしておりますので、ここが非常に抑えてきております。ちなみに、後で説明しますが、松江は63.6%、中核市でも大体60%を超えてるところがありますので、本市は、この庁舎の改修というのが早い段階できて、ここが老朽化の分を押し下げているという要因だと考えております。

それから、10ページでございますけれども、これが世代間公平ということで、将来の負担をどう見るかということございまして、これが53.6%ということで、これが割合が低ければ低いほど、負債のほうが多くなっていくということでございます。

その下のほうの2番のほうは、逆にこれが、地方債を割り込む数字でございまして、これが増えれば、将来の負担、いわゆるその地方債が増えているということになりますので、現在32.4で、前年度より増えております。これは、先ほど言いましたように、可燃物処理施設の負債を、地方債を借りておりますので、こういったもので負債が増えてきているということでございますが、令和4年度以降は、大きな大型事業が終わりますので、一旦は、これが、負債のほうは、これからは縮減になっていくというふうに考えておりますので、財政的には、大型事業が済んだ後、安定的な財政運営に移っていくのかなというふうに考えております。

それから、11ページでございますけれども、具体的な市民1人当たりの負債額を示してものございまして、令和3年度は69万8,000円ということになっております。ただ、こちらにつきましては、本来、起債の場合は、自治体の起債というのは、民間と違いまして、単なる借金ではございません。交付税算入があるもの、それから、臨時財政対策債っていうものも含まれますので、そういったものを除けば、実際、このうちの大体3割ぐらいは、臨時財政対策債になります。それから、交付税算入する有利な財源を、起債を厳選して活用しておりますので、大体6割程度は減るというふうに考えておりますので、実際1人当たりの、住民1人当たりの負債額、本市の場合は、大体30万円程度ということになっておりますので、ここは、単純なバランスシートだけでは出てこない数字ということになっております。

それから、少し飛んでいただきまして、13ページでございますけれども、13ページは、先ほど少し触れました、連結会計のバランスシートでございまして、ここで見ていただきたいのは、左肩の資産の部でございますけれども、こちらの建物のところが、大きく増になっております。ただ、この建物の一番下のほうにあります、インフラ資産の少し上でございます、建設仮勘定ということで、94億円ほどの増ということでございますので、ここが、いわゆる新可燃物処理

施設の資産として計上しているものでございます。令和3年度は、まだ完成ではございませんので、一旦仮勘定のほうに計上させていただいて、令和4年度に本勘定で、上に上がってくるということでございますので、鳥取市の連結、いわゆる東部広域も含めた連結資産としては、先ほど、上のほうに上がっていきますので、これが、資産の部は、かなり増えておりますので、一番下の資産合計でいきますと、52億の増ということでございます。これの主な理由としましては、先ほど言いました、可燃物処理施設の仮勘定が入っているということでございますので、連結になりますと、資産のほうはかなり増えていくということでございます。

一方で、右肩のほうの負債の部につきましては、地方債のところを見ていただきますと、減額の4億2,000万と、前年度より減少しているということでございますので、こちらは一般会計では増えておりますが、連結になりますと、東部広域は起債は打っておりませんので、まずその分がなくなります。それから、下水道とか水道事業、こういったものは、少し起債のほうが減ってきておりますので、こういった関係で、将来の起債のほうは減ってきているということでございます。

以上がバランスシートでございまして、15ページが、行政コスト計算書で、具体的な数字、お金の出し入れが示してあるものでございまして、少しだけ御説明させていただきますと、物件費等のところが増えております。物件費、それから維持補修費のところは、3億円ほど増になっております。この物件費が増えた理由は、コロナ関連のPCRとかワクチン接種、こういったもので委託をしております。

それから、維持補修費のところは、旧本庁舎・第二庁舎の分が2億円ほど来ておりますが、こういったものが、一応、維持補修費としては計上になってきているというものでございます。

あとは、徴収不能引当金繰入額ということで、こちらが1億6,000万円の減になっております。これ、令和2年度は、固定資産税をコロナの関係でかなり猶予しておりましたので、1.5億円ほど猶予しておりました。こういった関係で、令和3年度は、その分が減少、いわゆる不納欠損部分がなくなっているということでございます。

それから、補助金等につきましては、先ほど言いましたように、東部広域の負担金が増えておりましたので、30億円ほどの増ということでございます。

社会保障給付費につきましては、コロナの関係の給付金が減ということで、1億6,000万円の減と。

それから、臨時コストでございすけれども、臨時損失のところは、災害の部分が、令和2年度は、令和3年と比べて、128億円ほどの減になってきているということでございますが、下のその他のところでございます。その他のところが、非常に大きく減少になっておりまして、130億円の減ということでございます。こちら、定額給付金でございまして、令和2年度は、この分が大きく減ってきているというものでございます。

16ページでございすけれども、それを分析したところでございまして、住民1人、市民1人当たりの行政コストということで、コロナ前・コロナ後でございすけど、大体、コロナ前、本来の行政コストは、大体40万円ぐらい、1人当たり計上しておりましたが、コロナの関係もございまして、令和2年度が54万円、令和3年度も49万円ということになっておりますので、

今後は、これが40万円程度に下がってくるものと考えておりますし、受益者負担、②番のほうでございます。こちら、大体4.4%ぐらいで、横ばいになっておりますが、こちら、大体、全国、中核市の平均でいけば、3～5%程度ということでございますが、本市も、受益者負担金のことを、しっかり今後も考えていかななくてはいけないというところでございます。

以上、18ページが、純資産の変動でございます。

20ページが、実際のキャッシュフローということで、資金収支のものを上げているものでございます。

以上が、この冊子の説明でございまして、本日お配りをしております、令和3年度の決算分析指標ということで、松江市との比較をしたものを、追加でお配りをさせていただいております。松江市と鳥取市につきましては、大体人口規模、それから面積ですね、そういったもの、経済圏域の関係もありまして、中核市の中で、大体同じような自治体ということで、比較対象にしております。

住民1人当たりの資産額は、本市が150万円に対しまして、松江市が170万円ということでございます。これを歳入で割り戻した資産比率が、本市が2.24、松江市が3.05ということでございますので、今後、しっかりとファシリティを進めていかないと、なかなか歳入が減っていく中で、非常に苦しくなっていくということになっております。

それから、有形固定資産減価償却率、これが低ければ低いほど、老朽度が進んでいないと。いわゆる、これが高ければ高いほど、老朽度が進むということでございます。松江市は、まだ、この中には、松江市の市役所の建て替えが入っておりませんので、現在、非常に高くなっておるところでございます。

それから、少し下がっていただきまして、住民1人当たりの負債額ということで、松江市が59万円、本市が69万8,000円と、非常に本市のほうが多くなっております。ただ、これは、今年度以降、本市も大型事業が終わりましたので、ここはしっかりと下がってくるというふうに考えております。

それから、プライマリーバランスにつきましても、本市、マイナスの16億ですが、今後は、ここが、プライマリーバランスが黒字になっていくというふうに考えております。

最後に、健全化判断比率をつけております。ここが、いわゆる交付税とか、そういったものも算定したものでございまして、本市、実質公債費比率は8.9ということでございますので、なので、松江市よりは公債費比率は低いということでございまして、将来負担比率も63.8ということでございますので、基本的には、将来負担も、本市の場合は、松江市よりは低くなっているということでございます。

以上、ちょっと駆け足ではございましたけども、財務書類についての御説明をさせていただきました。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆伊藤幾子委員 委員長。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。11ページなんですけど、1人当たりの負債額のところでね、米印が書いてありますけど、鳥取市では、有利な市債を厳選して活用しているってということなんですけど、よその自治体も、多分、それなりに、そうやってると思うんですね。じゃあ、何が違うのかと思うと、例えば、過疎債とか、辺地債とか、なかなか都会じゃあない、使えないようなものが、鳥取の場合は使えたりするからぐらいの理解でいいのか、それとも、何か鳥取市独自の、何かすごく有利なものがあるのか、うん。ちょっとそこを教えてください。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。こちらは、鳥取市独自の合併特例債でございまして、本市の庁舎、これは、なかなかほかの市では、こういう合併特例債を使った庁舎というのは、なかなかございません。本市の場合は、新市まちづくり計画に基づいて、しっかりと財政計画をつくってやりましたので、ここは恐らく、松江市の場合は、もう合併特例債は使えられませんので、丸々の借金になります。こういったところがかなり有利になりますので、恐らく、割り戻せば、鳥取市の場合は、かなり厳選しておりますので、そこがかなり有利になっているというふうに考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で、報告事項を終わりたいと思います。

ここで、請願・陳情審査に関連のない部署は、御退席ください。

令和5年請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、請願に入りたいと思います。令和5年度請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から、質疑、御意見等がございますか。はい、長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 はい。実は、この地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願は、この間、毎年、実は自治労のほうから出ておりまして、採択をされております。それで、今年も10項目、具体的には、請願事項10項目ですけれども、去年も10項目でした。内容はほとんど変わっておりませんが、字句の若干の変更ですとか、あるいは、4点目のコロナの関係なんかについては、実は5類に移行した経過等々があって、若干文章表現も変わっておりますけれども、いずれにしても、コロナ後も、財政措置をしっかりとしてほしいというふうな請願のことなもので、あまり細かくは言いませんけれども、例えば、1なんかでも、物価高騰対策とか、地域公共交通の再構築とか、そういった文言が追加をされておるとか、2点目の関係については、今後一層求められる子育てという、今後一層求められるというふうな字句が入ったとか、それから、5項目めには、地方創生推進費として、2023年度も確保されているがとか、そういったことが加わっております。それから、6点目の会計年度任用職員の関係については、新たに勤勉手当というものが加わっておりまして、さらに雇用確保を求められることからとい

うこと、雇用確保っていうふうなこととか、それから、7点目は変わっておりません。8番目のデジタル化に伴うところは、氏名の振り仮名の追加っていうのが、新たに付け加え、あるということで、さらに10番目の関係は、人口減少に直面するという文言が加わったりとかっていうことで、内容としては変わりはありませんけれども、そういったような形の請願になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、紹介議員であります、長坂委員のほうから説明がありました。毎年毎年この請願は来とるわけでして、これは地方六団体からも、国のほうに、同趣旨の要望が上がっております。ですから、この件については、特に反対するものでもありませんし、私は、これについては、この請願については賛成したいというふうに思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。毎年請願が出されて、昨年も、たしか全会一致かな、で採択されて、意見書が上げられたと、そんなふうに私も認識しています。昨年、その前と、いろいろ読み比べて、どこが違うかなっていうことで読みました。先ほど、長坂委員のほうから、いろいろお話がありましたけど、若干の言葉のね、追加だとか違っているのは、別に、そうだろうなあというふうに思うんですが、1つ、ちょっとこれは看過できないなというのが、8のとこの氏名の振り仮名のところなんですよね。これについては、このたびの国会で、マイナンバー改正法のあの中にひっくるまってるんですが、この戸籍の氏名の平仮名っていうのが、ただ平仮名を振ればええっていう話ではどうもないというふうに、私は理解してるんですけども、今後、これからね、これから生まれてくる子供の名前については、行政が一般的な読み方であるかどうか、審査を行うことになるっていうようなことも言われてるので、本当に、親の、キラキラネーム、何て読むか分からないっていうのがね、今いろいろ出てきてるっていうのもありますけど、その命名権の侵害に当たるんじゃないかっていうような話も出ている中で、ちょっとこの、また以降、特に以降のこの4行ですかね。これが加わってるので、ほかのところはよくっても、なかなかちょっとこれには賛同できないなっていうのが、意見なんです。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。それでは、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。先ほど言いましたけれども、この請願については、請願事項のほうで、請願書に1～10という項目がありまして、その中のこの氏名の振り仮名の追加ということでね、それに対する手立ても求められているところなんですけど、そもそも、これまで戸籍に振り仮名が振ってなくっても大丈夫だった、何も混乱はなかったっていうこともあることも踏まえ、先ほど言いましたけど、子供の名前、命名権の侵害に当たりかねない。一般的な読み方かどうかということが、行政が審査を行うことになるというふうに、今言われていることを鑑みると、この請願には申し訳ないですけども、賛同はできません。以上です。

- ◆砂田典男委員長 そのほかの議員の皆様で、何かございますか。
- ◆長坂則翁副委員長 賛成か反対か、採決しちゃおう。
- ◆砂田典男委員長 はい。それでは、これより、令和5年度請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。本請願の採決に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

- ◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本請願は採決と決定しました。

令和5年請願第5号女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出を求める請願（質疑）

- ◆砂田典男委員長 次に、令和5年度請願第5号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から、質疑、御意見等がございますか。平野委員。
- ◆平野真理子委員 はい。すみません。この女性差別撤廃条約選択議定書の推進については、公明党としましても、推進を訴えておりますので、内容的には問題ないと思いますけども、少しその文言とといいますか、内容をもう少し勉強したいと思いますので、できたら後半のほうに持っていただけたらありがたいと思います。
- ◆砂田典男委員長 ただいま平野委員から、後半の委員会にということで御提案がありました。委員の皆様、御賛同いただけますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 はい。では、令和5年度請願第5号は、後半の委員会で行いたいと思います。

令和5年請願第6号一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出を求める請願（質疑）

- ◆砂田典男委員長 次に、令和5年請願第6号一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から、質疑、御意見はございますか。上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 はい。この件については、流れとしては、いわゆる夫婦別姓について、前向きっていいですか、そういう流れがもちろんあることは、私も認識はしております。ただって言ったならあれなんだけれども、このいわゆる戸籍制度の問題っていいですかね、いわゆる日本とか、あるいは台湾とか韓国かな、いわゆるこの欧米や等々については、いわゆる戸籍といいですか、そういったものはないわけですし、ですから、これは、まさに我が国、日本の1つの文化であったり、そういうような伝統である、そういった状況の中で、この戸籍の問題が出てくるわけですし、これが、例えば、夫婦別姓の制度が法制化した場合に、今の法律に照らせば、いわゆる、それこそ奥さん、あるいは両方が、それぞれの名前を名のるということになると、戸籍上では、どちらかの名前を名のらなければならないということになってるわけですから、よくある内縁の関係ということで、続くしかないわけですね、今の状況からすれば。だから、こ

の辺りの法制度をどういうふうに変えていくのか。

だから、方法としては、戸籍はそのまま、どちらかの従来のその法制度に則して、男性のほう、あるいは女性のほうにして、通称という形で、その会社であったりというようなこともできるんだけど、これにしても、かなりの、いろんな制約なりがあるというようなこと。ですから、基本的に、その夫婦別氏制度っていうか、別姓についての、これはもう世界的な流れですので、我が国もそれに振っていく方向については、そういう方向になるのかなと思うんだけど、もう少し、これ、私も、実際に、じゃあ本当に、そういう法制度を法制化されて、実際の暮らしなり、それこそ家庭なり、それはどういうふうになるのかということが、まだ自分にも見えてないし、把握もできないということがあります。だから、私は、個人的には、賛成とか、採択・不採択という前に、もう一度この問題については、もう少し議会、あるいは委員会の中で深く掘り下げて、いわゆる研修する必要があるんじゃないかなと思います。

内閣府のアンケートの調査の中で、いわゆる夫婦別姓がいいのか、あるいは従来どおりの、どちらかの姓でいいのか、あるいは、従来の法律の中で、夫婦別姓を名のるかって、この3つのアンケートを出してるんだけど、従来どおりっていうのが、大体二十七、八%、それから夫婦別姓っていうのが、同じように、大体二十七、八%、その中のあるのが、要するに、法律そのままにして、通称というのが、大体45ぐらいなもんだから、いわゆる別姓でいくというのが、両方とも含まれると、七十何%ってなるんだけど、何となく、その数字が一人歩きしとるような感じがするんですね。

だから、いわゆる世論からすれば、何か夫婦別姓に、七十何%は、それに賛成しとるという話のようだけど、それを内閣府の調査からすると、いや、そうではないんだと。夫婦別姓の制度を、別氏制度っていうのかな、選択的。それは3割弱かなというようなことがあるんで、私も、その流れに流されるような状況の中で、そういう方向になるのかなっていう具合に思うけど、まだ自分の腹落ちに納得してないんで、この件について、もう少し勉強といいますか、研さん積みみたいというふうに思いますんで、後半っていうこともあるかもしれませんが、少し時間頂きたいということです。

- ◆砂田典男委員長 ただいま、継続を求める、審査を求める御意見がございましたが。
- ◆砂田典男委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子委員 はい。私もまず、次回の委員会っていうことで、ひとまずね、それはいいと思うんですけど、ちょっと委員間討議、いいですか。
- ◆砂田典男委員長 どうぞ。
- ◆伊藤幾子委員 いろいろ個人のお考えも言っていたいたんですが、通称で使えばええみたいところが、今そうせざるを得ない状況があるんですけど、そういうことで、不利益だとか、不都合だとか、そういったことが起きてるっていうふうな認識については、どんな感じなんだろうかね。今ね、あえて旧姓のままでその名前を使ってる。だから、戸籍上は夫の姓になってるけれど、仕事とかね、いろんな都合で、旧姓を通称として使ってる方もいらっしゃると思うんですね。そういう人たちが、不利益だったり、不都合があるっていうね、そういった現状については、どんなふう認識されているのかなと。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 私は、不利益になってるのかどうなのかっていうことの認識がないんだ。その不利益っていう、逆に言うと、その戸籍の中では、私の名前にしとるわな、かみさんも。会社に行ったら、旧姓を使っておるということについて、その会社で不利益を被るとか、そういうことがあるのかなというふうに思う。だから、ただ、例えば、その免許証とかさ、それから、マイナンバーカードもそうだろうと思うんだけど、戸籍上からすれば、住所、名前変えてるわけだから、運転免許証については、旧姓は使えないわけだ。その辺りが不利益になるかどうかなのか。その辺り、通称の名前を使うことによって、不利益を被っているのかどうかっていうのは、私はちょっと認識不足で、よく分かりません。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ありがとうございます。いろいろ情報を取っていただけたらと思うんですけど、ちょっとこれは、上杉委員だけではなくて、次回に延ばすということも含めて、皆さんでいろいろ考えて、次回でもいいから、ちょっとお考えを聞かせていただきたいんですが、この、あくまで選択的夫婦別姓ですからね。みんなが、ばらばらにせえって話じゃなくって、選べるってところなんですけど、この選択的夫婦別姓の問題を、個人の尊厳であったり、人権問題であったり、男女平等っていうような観点で、私は考えるべきだと思うんですが、中には、何ていうかな、家族の絆とかね、家族の在り方とかね、そういった抽象的な論にすり替えられてる面もあるかなと思うんですが、やっぱりさっき言ったように、この選択的夫婦別姓の問題は、人権の問題、個人の尊厳、そういった立場で考えるべきだと私は思いますが、その点についてのお考えを、次回でも教えていただけたらと思います。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 その選択的夫婦別姓になった場合には、今のいわゆる法律との整合性をどういうふうに担保していくかの話だと思います。ですから、例えば、実際には、選択的な夫婦は、別姓になっても、戸籍上では夫婦じゃないんだがな。夫婦ではないっていうよりも、いわゆる内縁関係という、今の言い換えると。そういった状況の中からすれば、相続の問題であったり、様々なところでのその問題も出てくるんじゃないかと。だから、その辺りをしっかりと担保したり、あるいは、その法律を変えるのかどうかちょっと分かりませんが、そうしていかなければ、結果として、その法律ができたんだけど、実際に生活してみたら、こんな、逆に言うと、不利益があるとか、そういうことも出てくるんじゃないかなと思うんです。だから、私は、そういったところを、やはり、このたびの請願に対して、審議するんであるならば、それなりの責任を持った形で研修して、賛成なり、反対なりをしたいということなんだ、うん。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今の法律の中では、無理だと思うんですよ。だから、本当に、この選択的夫婦別姓の制度を導入するとなれば、国はちゃんと法整備含めてやっていかなければならないわけなので、ただ、この日本の国において、本当に大分前に、法制審議会かな、それが、やっぱり、



この夫婦、選択的夫婦別姓のね、それを進めるようにみたいな答申を出してるけれども、ずっとたなぎらしにされてきてるわけですね。裁判にね、訴訟をされた方たちもいらっしゃるし、合憲だとね、同一の姓っていうのは合憲だっていうふうに、判決も出たりしたけど、でも、この問題については、ちゃんと国会で議論しなさいとかね、うん。決して、その訴えた方が言われてることが、おかしいって言ってるわけじゃないみたいなようなことも、やっぱり言われてるわけなので、本当に、これだけ世の中変わってきて、時代の流れとともに、いろんな考え方があって、多様性、多様性と言われてるわけなので、どういうふうに法律変えたらええのかなっていうのは、私はもう、これは国がしっかりと、国会含めて考えるべきやと思いますので、本当に地方からね、この意見は上げていただきたいなっていうのが私の思いですので、まあ、次週、はい。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 おっしゃることは分かります。問題は、問題っていいですか、いわゆる世論の喚起だというふうに思います。だから、その世論が、どんどんそういった、先ほどの選択的夫婦別姓というような形で上がってくれば、それはそれとして、やはり国も、それで動く話だし、それから、さっき私が紹介したように、選択的夫婦別姓に賛成だという人は3割弱、それから、従来のその戸籍上の夫婦、これをするのが、やはり3割弱、要するに、通称で、夫婦別姓で、職場だったらいいじゃないかというようなのが、やっぱり4割、5割であるということは、あまり皆さんが、国民の中で、本当にこう、その夫婦、選択的夫婦別姓になったら、こういうメリットがある、こういうデメリットがあるっていうことを、あまりそれこそ、何ていうのかな、理解しない中で、何となく、ふわっと、さっき言った男女平等であったり、参画社会であったりという状況の中で、多様性があるんでいいんじゃないかというような、そういうことがあるのかなという、これは私を感じる話なんだけど。だからこそ、もう少し掘り下げた形で議論したいということです、はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。内閣府の調査の結果、言われましたけど、ちょっと私の記憶違いでなければ、その直近の内閣府の調査の設問の仕方が、これまでと違うと。国会の中で、恣意的に変えられたん違うかっていうような議論もあったかと思いますので、私もちょっとそこら辺、もう一度ちゃんとね、議事録見てみますけど、参考までに。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。僕も、まず、時期に関しては、別に後半で大丈夫です。一応、その検討材料として、何点か意見を述べていきたいと思います。まず、僕の立場としては、賛成側です。理由としては、3点あります。

1点目は、あくまで選択肢が増えるということですので、そのように選択したい方は、選択すればいいんじゃないかという。そのことによって、同じ名字を名のってる方に、何か害があるわけではないので、選択肢が増えるという点で、まず1点目、賛成です。

あと、2点目は、今、女性のキャリアアップっていうのが、日本全体でかなり課題になってる中で、通称としてやっていくっていうのと、やっぱり戸籍は違うっていう、やっぱり何かし

らこう、非常にこう、もう細かいところで、何かしらたくさんあると思うんです。まず、根本的なところで言ったら、免許証変えなきゃいけないとか、パスポート変えなきゃいけないとか、たったそれだけっていうことかもしれないですけど、基本的に、それが今、女性側にかかなりの負担になってるっていうところで、女性のキャリアアップっていうところで、その小さな負担を取り除いていくっていう意味でも、そのように選択をしたい人に関しては、選択できるようにしたほうがいいんじゃないかというのが、2点目です。

3点目は、僕が学校現場にいたときに、やっぱりこの夫婦の離婚によって、子供の名字が変わるっていうのが、物すごい、子供たちにとってストレスっていうところなんですよね。実際、ちょっと今正確な数字は出ないですけど、大方、結婚して大方の夫妻が、大体男性側の名字を名のと思うんですけど、離婚すると、8割方～9割方の女性側についていくっていうふうになると、多くの子供たちが、名字を変えなければいけないというところになって、しかも今、3組に1組離婚する時代ってなると、かなりの数の子供たちがストレスを抱えているっていうところを考えると、あらかじめ結婚する段階で、離婚を想定する、結婚をする、はいないとは思いますが、実情は3組に1組別れるっていうことも考えて、このキャリアアップっていう、トータルで考えたときに、このような選択をする夫婦がいても、日本全体に対して害はないと思いますので、なので、僕は、選択的夫婦別姓であれば、賛成側の立場です。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

◆平野真理子委員 はい、すみません。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。今、様々な御意見お聞きしながら、私も大変勉強になりましたので、何ていうか、その次のときに、もちろん継審でいいと思いますし、次のときに、ぼんと議論というよりも、もしも可能であるならば、総務委員会として、勉強会を進めていただけたら、ありがたいというふうに感じます。

◆砂田典男委員長 それでは、委員の皆様から、継続審査を求める御意見がございましたから。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 次週、次回の委員会があるので、そこでどう扱うかっていうのは、話をするんであって、この場で継審云々かんぬんっていう話ではありませんので、そこは誤解なきよう、お願いいたします。

◆砂田典男委員長 じゃあ、後半の委員会に。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 一旦休憩をお願いします。

◆砂田典男委員長 はい。では、一旦ちょっと休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後0時08分 再開

◆砂田典男委員長 じゃあ、会議を再開します。令和5年度請願第6号につきましては、後半に行われます29日の委員会で、もう一度審議をすることといたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。ありがとうございます。執行部の皆様は、ここで退席していただいて結構です。ありがとうございました。

令和5年陳情第7号国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、陳情（新規）の分です。令和5年陳情第7号国に対し、適格請求書等保存方法（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情について、皆様から、質疑、御意見はございますか。

◆上杉栄一委員 1ついいですか。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 インボイス制度の延期じゃなし、これは見直し中止だったかな。本議会に、陳情で、たしか上がったと思うんです。去年か、おととしぐらいだったかな。それ、事務局のほう、分かるか。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 はい、事務局。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 はい。こちらのほうですけれども、令和4年の12月定例会のほうで、鳥取民主商工会さんより、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める請願ということで出ておまして、不採択ということになっております。不採択理由としましては、インボイス制度は、適正な課税に必要であると考えられるためということになっております。

◆上杉栄一委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 はい。分かりました。今回は、延期・見直しということですがけれども、いずれにしても、この延期、インボイス制度については、令和3年の10月から登録が始まっておるような状況でありますし、それから、制度の導入に当たってということで、大変、これも、準備期間4年間、準備期間を設けて、さらに6年にわたって免税事業者からの仕入れについての控除額、税制控除を認めるというようなこと、それから、事業者の準備のために十分な経過措置、これを10年間設けているということで、これは既にもう、そういう状況の中で、昨年度の請願については不採択ということですがけれども、今回の分についても、延期・見直しということについては、私はやはり、このことについては、賛成はしかねるというような考えであります。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 このインボイスについては、本当に議会の中で、先ほどあった請願も出されましたし、いろんな議論をやってきたという経緯は、私もよく分かります。けれども、こういう状況であっても、まだこうやって陳情が出てくるというのは、本当にフリーランスの人とか、いろんな業種の人たちにも、やっぱり大きな影響があるということで、このように延期・

見直しということが出てきたんだなっていうふうに、私は理解しとります。

さっき、いろいろ特例措置を国も考えてるっていうことだったんですけど、1つちょっと私が認識してるのは、何か3年間特例措置で、売上げの2割でいいと、消費税を払うんは2割でいいっていうような、そういった特例もあるみたいなんですけれども、結局2割の負担があるってことなので、やっぱりそういったことを考えると、こうやって陳情上げられた人たちの、やっぱり仕事をね、続けてやっぱりできるようにしてほしいっていうような思いが、こういうふうになったと思ってるので、私は、やっぱりこれに賛成をしたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 前回もあったんですけども、税への公平負担ということからすれば、やはり、この消費税の、それこそ納付っているのは、これは言ってみれば、事業者の責任、あるいは義務ということになるというふうに思いますんで、やはりこのインボイス制度は、導入せざるを得ないというふうに私は考えます。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。私は、この陳情に賛成の立場で討論します。やっぱりこのインボイス制度を導入されると、中小零細事業者、本当に個人でやってるフリーランスの人たち、そういう人たちが、幾ら期間を決めてね、軽減措置、そういった対応が取られたにしても、本当に仕事をしていく上で、困難さが、私は増すと思います。それから、消費税そのものが不公平税制であるわけなので、赤字でも払わないといけないうものを、こういった小さな事業者、個人にも課すというのは、やはりこれは妥当な話ではないと考えますので、私は、この陳情に賛成したいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか討論はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私は、反対のほうで討論させていただきたいと思います。上杉委員のほうも言われましたけども、税の公平さということがありますし、消費税も、もう長年続いておるわけでございます。複数税率の下で、適正な課税を確保するために必要な制度ではないかと、このインボイス制度はと考えますので、反対をいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、令和5年陳情第7号国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情についての採決を行います。本請願の採決に賛成の方は、挙手を願います。

（「陳情」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 本陳情に対する採決に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

（「採択」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 挙手少数と認め、本陳情は不採択と決定しました。

それでは、不採択理由の確認をさせていただきます。先ほど出た意見を正副委員長でまとめて、皆様に後ほど御報告するという形でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これで、総務部・危機管理部を終わりたいと思います。ありがとうございました。

午後0時19分 休憩

午後1時18分 再開

#### 【企画推進部】

◆砂田典男委員長 午前に引き続きまして、午後から企画推進部に入りたいと思います。

まず、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただいた後、4月の人事異動で異動された執行部の方で、自己紹介がまだの方があれば、お願いいたします。

○塩谷範夫企画推進部長 委員長。

◆砂田典男委員長 塩谷部長。

○塩谷範夫企画推進部長 はい。はい、企画推進部長の塩谷でございます。今日は、よろしくお願いたします。本日の委員会では、議案が2案あります。この説明と、それから、報告案件が4件ございますので、こちらのほうを報告させていただきます。

まず、議案第65号一般会計補正予算であります。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等、総額で4,901万6,000円の増額補正を計上しております。歳出につきましては、動画作成を行う市政広報費でありますとか、有線テレビジョン放送施設管理費、また、旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討事業費等、総額8,565万2,000円の増額補正をするものでございます。

それから、議案第87号は、令和4年度の補正予算、一般会計補正予算について、専決処分事項の報告及び承認について、承認をいただくものでございます、審議をいただくものでございます。

また、事業別概要63ページに掲載しておりますが、債務負担行為として、内部事務システム

更新業務におきまして、限度額4億8,442万3,000円、これは、令和5年度～令和11年度を期間とする債務負担を取らせていただきたいと考えております。令和5年7月から、業者選定を開始し、令和7年度の本稼働に向けて、準備を進めるものでございます。

続きまして、報告4件につきまして、まず、報告第5号繰越明許費繰越計算書についてでございます。コロナ克服・新時代開拓臨時交付金でありますとか、デジタル田園都市国家構想交付金等を活用した事業を、令和4年度から令和5年度に繰り越して、繰越ししたので報告するものでございます。

報告の2点目であります。公立鳥取環境大学の第3期中期目標の策定及び入試・就職状況についてであります。公立鳥取環境大学の第2期中期目標期間が、令和5年度で満了するため、現在策定を進めている第3期中期目標の素案について、報告させていただくものでございます。併せまして、大学の入試・就職状況についても報告するものでございます。

それから、報告3点目でございます。第二庁舎跡地活用に係るサウンディング型市場調査の実施についてでございます。第二庁舎跡地の活用案については、様々な観点から検討するためのサウンディング型市場調査の実施について、報告をするものでございます。

最後、4点目でございます。文化施設の在り方に関する検討、これまでの経過と今後の進め方についてでございます。老朽化等への対応が課題となっているホール等、文化施設の在り方に関しまして、これまで行ってきた検討の経過と、今後の進め方を報告するものでございます。詳細につきましては、関係課長のほうから説明のほうを申し上げます。

それでは、4月人事異動で、企画推進部に配属されております職員のうち、前回6月16日の総務企画委員会で自己紹介をいたしました職員を除いて、改めて自己紹介のほうをさせていただきます。

○西田茂樹政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 失礼します。この4月1日の人事異動によりまして、政策企画課地方創生・デジタル化推進室の室長を拝命いたしました西田茂樹と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○中川直人秘書課長 失礼します。同じく、本年4月1日付で秘書課長を拝命しました中川といいます。よろしくお願いたします。

○太田瑞穂秘書課課長補佐 失礼します。4月1日付で秘書課課長補佐を拝命いたしました太田瑞穂と申します。よろしくお願いたします。自己紹介は以上です。

○塩谷範夫企画推進部長 はい。それでは、報告、説明のほうに入らせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より御説明をお願いいたします。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課長、上田でございます。資料につきましては、お手元の資料1の1、総務企画委員会補正予算説明資料、企画推進部の部で説明させていただきま

すので、御覧いただきたいと思います。資料1の1です。  
おはぐりいただきまして、2ページを御覧ください。歳入予算でございます。予算書ページは、左側に書いておりますけども、17ページとなります。一覧のほうになりますが、左側、左上の国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金、(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)でございます。歳入941万5,000円を計上するものでございます。こちらの臨時交付金につきましては、昨年度までは、行財政改革課で、歳入、一括で予算計上させていただきまして、各課の事業費に充当しておりましたけども、本年度から、各事業の所管課において、歳入予算のほうを計上させていただくように改めているものでございます。右側で、内容を御覧ください。この補助金、内容としましては、書いておりますけども、ふるさと鳥取市・県外学生支援事業、それから、市内学生支援事業、こちらの財源に充当する補助金として計上させていただくものでございます。詳細は、歳出で説明させていただきます。以上です。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。続きまして、その下の段です。同じく、(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)です。補正額は1,725万6,000円です。これは、アフターコロナ来訪促進動画制作や、すご！ウサ地域応援クーポン事業の財源となるものです。事業の詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。以上です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。その下です。歳入の中の諸収入の中の雑入の中の(鳥取世界おもちゃ館委託料返納金)です。補正額は483万9,000円の増になります。これは、鳥取世界おもちゃ館の令和4年度指定管理料の余剰分を、返納金として繰り入れるものです。歳出の部の鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金の財源となるものであります。以上です。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。続きまして、情報政策課、山根でございます。続きまして、雑入の(その他の雑入)になります。県道改良工事等に伴うCATV移設補填金を、820万6,000円を計上させていただくものです。これは、この後、歳出でも御説明させていただきますけれども、県が行います県道改良工事等に伴い、本市が所有するCATVの移設を伴う工事の財源として、県から補填金を頂くものとなっております。以上です。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。続きまして、その下、市債、総務債、総務管理債、(旧本庁舎・

第二庁舎跡地整備事業債）で、歳入 930 万円の増額をお願いするものです。右側に記載しておりますけれども、内容としましては、緑地広場等の利用者用トイレの実施設経費の計上に伴う市債の増額でございます。詳細は、歳出で説明させていただきます。以上です。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。続いて、歳出の説明に移ります。資料の3ページ上段です。一番上の行を御覧ください。総務費、総務管理費、文書広報費、市政広報費です。事業別概要は17ページの下段になります。補正額 891 万円です。これは、先ほど、歳入のところで説明いたしました国・県支出金につきましては、国・県支出金の 445 万 5,000 円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になります。これは、コロナ禍で影響を受けた事業者や市民の皆様へ、市からの支援等を周知するためのテレビスポットCMの制作ですとか、5類移行後に人の動きが活発化する中で、観光客など、来訪促進につながる動画を制作する経費となります。以上です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、同じく、総務費の中の総務管理費、企画費、鳥取世界おもちゃ館運営委託費等の中の（鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金）であります。補正額は 449 万 9,000 円になります。これは、指定管理者であります公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が、周年事業等の実施のための基金を設置をしております。これに対して、県・市は、指定管理者との協定に基づきまして、返納される前年度委託料剰余金の一部を、積立金として補助するものであります。その他財源のところは、先ほど、歳入の分で説明いたしました返納金になります。以上です。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。企画費、続きまして、細目 24 有線テレビジョン放送施設管理費でございます。事業別概要は、19 ページの下段になります。当該経費といたしまして、1,432 万 7,000 円の増額を計上させていただいております。これは、本市の所有する有線テレビジョン放送施設の適正な運営と、維持管理のための経費を計上する予算になっておりまして、このたびの補正案件は、河川改修などの県の事業や、電柱事業者であります中国電力の電柱撤去に伴い発生した、ケーブルテレビの移設工事の費用を計上させていただくものでございます。県事業につきましては、その他財源として、歳入でも申し上げました金額が、補填金等に充たるようになっております。内訳としましては、県事業として行います移転工事費が、青谷町日置川河川改修のほか2件分で 820 万 6,000 円、それと、中電柱の撤去に伴う移転工事費が、青谷町夏泊地区ほか1件で、612 万 1,000 円となっております。以上です。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。



○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。続きまして、その下、旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討事業費です。予算書は27ページ、事業別概要は16ページの上段になります。事業別概要で説明させていただきますので、そちらを御覧いただきたいと思います。本庁舎、旧本庁舎等の事業費ということで、事業の概要の真ん中辺り、事業の内容を御覧いただきたいと思います。旧本庁舎の跡地活用につきましては、令和4年度は、一定の方向性に沿いまして、緑地広場ですとかイベント広場、駐車場といった活用内容を整理させていただきまして、本年2月には、市民の皆様から、ゾーニングや設備、こういったことに関する御意見を伺いまして、計画として取りまとめておるところでございます。広場の造成等の測量設計につきましては、令和5年度の当初予算に計上させていただきまして、現在、作業を進めているところでございます。本年の3月末にかけて、先ほどのゾーニング等の御意見も踏まえまして、整理した広場の設備、こちらの内容を踏まえまして、6月補正予算で、設置するトイレの整備のための設計費用930万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、元の一覧表を御覧いただきたいと思います。その下になります。高等教育機関在学学生支援事業費ということで、右側を御覧いただきたいんですけども、事業が2つ分かれておりまして、1つ目が、（ふるさと鳥取市・県外学生支援事業費）、2つ目は4ページ、次のページになります。4ページの右側上になります。が、（市内学生支援事業費）ということでございます。2つを事業別概要で説明させていただきたいと思います。ページは、16ページの下段からになります。事業別概要16ページ下段です。

まず、ふるさと鳥取市、こちらの事業でございます。これは、昨年度も実施させていただいております。事業の内容、御覧いただきたいと思います。物価高騰対策としまして、実家を離れた生活で、何かと費用がかかる県外に進学した学生の希望者に対して、本市の農産物や加工品を詰め合わせた、ふるさと応援便を送付しようという事業でございます。5,000円相当の応援便、こちらを1人につき1回、申込者の希望によりまして、秋便・冬便のいずれかを選択してもらって送ろうというものでございます。送付件数につきましては、これまで3回実施してきておりまして、その実績も踏まえまして、1,500人で想定しているところでございます。

申込方法としましては、鳥取市の公式LINE、こちらに友達登録をしていただきまして、そこから申し込んでいただくというふうにする予定でおります。申込みされた方には、少しお手数をおかけするんですけども、申込み後に、本市がLINEで発信します様々な情報を御覧いただきまして、2月に実施しようと思っております。本市出身の県外学生に対する情報発信についてのアンケート調査、こちらに御協力をお願いしたいと考えているところです。この得られた御意見につきましては、地域振興課とも共有させていただきまして、ふるさと回帰ですとか、関係人口としてのつながりづくりの参考にさせていただこうというふうに思っております。

事業費の内訳ですけども、周知用の新聞折り込みチラシの作成費用が35万8,000円、それから、品物の代金ですとか、送料、梱包、事務費などの業務委託料、こちらが1,242万2,000円、合計で1,278万円という内訳になっております。

続きまして、17ページ、上の段になります。市内学生支援事業費でございます。こちらも、

昨年度実施させていただいております。事業の内容を御覧いただきたいと思います。同じく、物価高騰対策としまして、本市で、こちらは暮らしながら、高等教育機関の修学支援新制度による支援を受けて、大学等で学ぶ学生の希望者に、本市の農産物等を詰め合わせた、市内学生応援便、こちらを送付しようという事業でございます。品物は、県外学生の分と同様のものを考えております。同じく、5,000円相当の応援便を、1人につき1回送りまして、また、送付件数、こちらにつきましては、昨年度の市内の大学等のこの修学支援制度の対象者、約700人でございますけれども、この700人を想定して事業積算しております。こちらの申込方法も、鳥取市の公式LINEに友達登録をして、そこから行っていただくようにする予定でございます。

事業費の内訳につきましては、品物の代金ですとか、送料、事務費などの業務委託料605万円ということになっております。以上でございます。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。続いて、次の下の段です。66すご！ウサ地域応援クーポン事業費です。事業別概要は18ページの上段にあります。補正額は2,560万2,000円です。財源の国・県支出金1,280万1,000円は、先ほど歳入で説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になります。その他財源につきましては、その他財源の1,090万円は、新型コロナ緊急対策基金からの繰入金になります。

事業の内容につきましては、説明資料の5ページの資料で説明させていただきます。はい。この事業は、コロナ禍から社会経済活動が正常化に向かう中で、広報室、文化交流課、経済・雇用戦略課、観光・ジオパーク推進課が連携して、本市への来訪者や、市民の消費喚起による地元商品の販売促進に取り組みまして、地域経済の回復を応援することを目的として実施します。

事業の概要のところですが、(2)のところ、少し簡単にまとめておりますが、内容につきましては、まず、本市が指定するラッピング車両等をスマホで撮影していただきまして、その写真を、鳥取市公式LINEの特設サイトに投稿していただきます。投稿した方に、市から、1人3,000円の、すご！ウサ地域応援クーポンという割引クーポンを、LINEのクーポン機能を活用しまして発行させていただきます。そのクーポンを受け取った方が、このクーポンを利用して、河原・白兔・気高の道の駅、まちパル、とっとり市で地元の商品を購入することで、販売促進につなげようという事業になります。

具体的な流れにつきましては、事業のイメージのところ、少し図示で示してしておりますので、御確認いただけたらと思います。なお、ラッピング車両は、トラック2台と営業車1台、タクシー20台を予定しております。割引クーポンにつきましては、全部で3,000円分を3,000人分発行しまして、道の駅や、まちパルで使用するのか、とっとり市で使用するのか、どちらかを選択していただく方法を考えております。

この事業実施によりまして、鳥取市公式LINEですとか、とっとり市のPRとともに、それぞれの登録者数の増加を期待しているところでもあります。

事業費ですけれども、ラッピング車両に係る経費としまして、1,405万1,000円、クーポン発行

に係る経費としまして、発行事務経費が255万1,000円、クーポン代金として900万円、事業費全体としまして、2,560万2,000円を計上しているものでございます。以上です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。その下であります。教育費、社会教育費、市民会館管理費、施設管理費、（市民会館施設管理費）であります。補正額は418万4,000円の増額であります。これについては、資料の6ページ、最後のページを御覧ください。関連する写真をつけております。

改めて、市民会館は、昭和42年、1967年に開館をしております。今年は約55年経過しているということです。鳥取市教育福祉振興会に指定管理を委託をして運営をしております。今回の修繕ですけれども、利用者の安全・安心、それから、快適な利用を確保するための修繕を行うことによるものであります。

具体的には、まず、2つありまして、1つは、その写真の左であります。非常用ディーゼル発電機の修繕ということです。これについては、本年2月の設備点検におきまして、非常用ディーゼル発電機の制御盤の不具合が判明しました。非常用ディーゼル発電機は、消防設備、これは排煙設備とか防火扉です。こういったところに連動しております。火災発生時に、排煙設備などが作動しないおそれがあることから、早急に修繕を実施をしようとしたものです。

なお、非常用であることから、緊急性が高いと判断しまして、既決予算で対応をしているところです。金額としては、非常用発電機制御盤及び充電器の交換ということで、税込みで181万5,000円となっております。

そして、2つ目に、写真の右です。大ホールの冷房用の冷却塔修繕であります。これについては、本年4月の冷暖房切替え作業におきまして、冷却塔に冷却水を注入したところ、冷却塔下部に接続されております配管、この写真の下の部分です、の漏水が判明をいたしました。現在は応急措置で止めているものの、配管自体の劣化が著しく、完全な止水は困難な状況でありまして、夏季に冷暖房、失礼しました。冷房設備停止となるおそれがあるため、修繕を実施をするものです。金額としては、冷却塔落し込み水槽の取替えということで、税込みで236万8,300円の予定となっております。以上です。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。では、続きまして、債務負担行為の説明に移らせていただきたいと思います。説明は、事業別概要で行わせていただきますので、事業別概要の63ページのほうを御覧ください。

この事業は、内部事務システム更新事業費といたしまして、令和5年度～11年度の期間に、4億8,442万3,000円を限度に、債務負担行為を新たに設定させていただくものになります。本事業は、当初、令和4年度12月補正におきまして、令和4年から10年間を期間といたしました債務負担行為を設定させていただいておりましたが、事業の目的のところにも記載させていただいておりますとおり、コスト抑制を図るための工程変更が必要となったということもあ

りまして、現行システムの利用期間を1年延長するとともに、令和5年8月～11月までの間に、要件定義、業務見直し、BPRの工程を追加いたしまして、事業を行うこととさせていただけたらと思っております。そして、新システムの事業、構築完了を、令和7年3月で、試用期間を、令和11年までの5年間を使う形の債務負担を設定させていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第87号専決処分事項の報告及び承認について、執行部より御説明をお願いいたします。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。議案第87号専決処分事項の報告をさせていただきたいと思っております。説明資料は、資料1の2の令和4年度専決補正予算で御説明をさせていただきたいと思っております。

では、資料の2ページへお進みください。まずは、歳入でございます。総務管理債の（有線テレビジョン放送施設事業債）を6,450万円を減額、それと、過疎債、過疎対策事業債を6,650万円増額補正させていただいたものでございます。詳細は、この後、歳出のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。3ページ、歳出を御覧いただきたいと思います。左側の総務費、総務管理費、企画費、総合企画費、（若者定住促進事業費）でございます。補正の内容としましては、本年3月30日に、岡山市に本社を置く企業様から、企業版ふるさと納税を100万円御寄附いただきました。本事業での活用を希望されましたので、事業に活用させていただくよう、寄附金を充当しまして、財源更正を行わせていただくものでございます。なお、寄附金の歳入予算は、行財政改革課で一括計上しておりまして、各課の事業費に充当させていただいてるところでございます。以上です。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。資料、続きまして、1つ下に

なります。有線テレビジョン放送施設管理費でございます。これは、令和4年度に実施いたしました超高速情報通信基盤整備事業の財源の一部につきまして、地方債を200万円増額、それと、公共施設等整備基金からの繰入れを予定しておりましたけれども、その他財源を200万円減額する財源更正を行ったものでございます。これは、令和4年度から、工事対象の中で、福部地域が新たに過疎地域となったこともございまして、財源として利用する起債の種別を、先ほど、歳入のほうにもありました、地域活性化事業債から過疎対策事業債に変更したものでございまして、増減の200万円部分につきましては、起債ごとの事業費に充当できる率の差から、基金繰入れが不要となったものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 報告第5号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告第5号繰越明許費繰越計算書について、御説明をお願いいたします。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。説明は、付議案のほうでさせていただきます。議案書の52ページ、53ページを御覧ください。企画推進部所管の事業について、順に説明をさせていただきます。

まず、総務費、総務管理費、総務管理費の1段目になります、市政広報費です。繰越額2,266万円です。財源の国・県支出金1,812万8,000円は、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金となります。アフターコロナを見据えた広報に要する経費としまして、令和5年2月定例会で、補正予算で計上したものです。国の補正予算に呼応するためとして、全額を繰越しして、御承認いただいたものとなります。以上です。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。同じく、総務管理費の、1段飛ばしていただきまして、3段目、超高速情報通信基盤整備事業でございます。事業費11億6,605万8,000円を繰越ししております。これは、国の第2次補正に呼応する形で、2月補正予算で事業着手いたしました、国府町西部・河原町のケーブルテレビの光ファイバー化工事の事業費のうち、令和4年度に執行いたしました、国庫補助申請に伴う委託料110万円を除いた部分の工事費に係る所要経費を、全額繰り越したものとなります。以上です。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。続きまして、その下になります。鳥取城跡周辺利用者利便性向

上事業でございます。2月補正で、国の経済対策に呼応しまして予算計上させていただいた事業でございます。繰越額は、全額の807万2,000円で、内容につきましては、鳥取城跡周辺の駐車場の満車・空車情報をインターネットで配信するシステムの整備の費用となっております。事業費の2分の1は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用させていただきます。

以上で、繰越計算書の説明を終わらせていただきます。

◆砂田典男委員長 はい。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等ございますか。

（「ありません、なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 公立鳥取環境大学の第3期中期目標の策定及び入試・就職状況について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 では、次に、公立鳥取環境大学の第3期中期目標の策定及び入試・就職状況について、執行部より御説明をお願いいたします。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。説明資料は、資料2の付議案等説明資料、こちらを御覧いただきたいと思います。ページは、おはぐりいただいて、2ページからとなります。はい。環境大学の第3期の中期目標の策定と、毎年6月の本委員会で報告させていただいております、入試と就職の状況2つにつきまして、順番に説明させていただきます。

まず、2ページの上の1番、第3期中期目標の策定についてを御覧いただきたいと思います。環境大学の第2期中期目標の期間、令和5年度で終了ということございまして、この第3期の中期目標の策定に向けて、これまで、議会からも様々な意見、御意見頂いておりますけれども、そういった内容を、県や大学とも共有させていただきまして、関係者や評価委員会、こちらの御意見も伺いながら、素案づくりを進めているところでございます。

今後、設立団体を代表しまして、県において、パブリックコメントを実施させていただきまして、その内容を基に取りまとめまして、9月に、県・市両方の議会のほうに提案させていただく予定でございます。

下の（1）番、中期目標についてを御覧いただきたいと思います。最初のポツになりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、設立団体は、鳥取県・鳥取市でございますが、6年ごとに、この大学の、公立大学の6年間に達成すべき目標を策定することとされております。下のポツになりますけれども、中期目標は、評価委員会の意見を聴いた上で、設立団体の議会の議決をいただく手続となっております。その下になりますけれども、大学は、中期目標の実現のために、第3期の中期計画、実施計画に相当するものでございますが、この中期計画を策定するという事になっております。

その下、（2）番、基本的な考え方の太枠の中を御覧いただきたいと思います。公立化後の3

期目となります。3期中期目標、こちらは、継続・発展期と位置づけまして、引き続き、安定経営を維持しながら、大学の強み、特に環境でございますけども、強みの明確化や重点化を図りまして、戦略的に取り組む期間というふうな位置づけで考えております。

その下、(3)番の第3期中期目標のポイントでございます。①番の目標の期間は、令和6年4月1日～12年の3月31日までの6年間、その下、②番になりますが、基本的な目標ということで、人と社会と自然との共生などの下に書いております記載の内容、こちらは、基本的に、第2期、この目標を踏襲していくという考えでおります。

右側3ページを御覧ください。③番で、第3期中期目標策定の視点ということで書いておりますが、素案策定に当たりまして、下に書いております、以下の3つの視点に留意することとしております。1つ目は、環境大学の特色の明確化で、グリーン人材の育成などの環境をテーマにした強みの明確化ですとか、小規模な大学のよさの発揮。その下になります、2つ目、変化し続ける社会への的確な対応で、今後、18歳人口の減少など、将来を見据えた取組の検討ですとか、社会の変化に対応した教育環境の創出。それから、その下、3つ目になりますが、鳥取の未来への貢献ということで、大学の資源を活用しまして、地域社会との連携ですとか、地域に貢献する人材の輩出などとしております。この3つの視点に留意しまして、素案を作成しております。

その下、④番、達成すべき目標ということで、主なものを記載しております。第2期で設定しておりました、上の競争的外部資金から5つ、県内入学までになりますが、こちらの目標につきましては、第3期も位置づけていこうというふうに考えております。下に、(新)と書いておりますけども、教員の女性比率、それからCO<sub>2</sub>排出量、こちらは3期で新設したいと考えている目標でございます。

その下、(4)番で、3期中期目標の素案の内容ということで、1枚めくっていただきまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。はい。4ページ、こちら、素案の構成ですとか、内容を1枚にまとめたものでございます。上のI番の基本的な目標の中に、丸の2つ目になります、先ほどの3つの視点、こちらを留意点ということで、3つ位置づけております。この留意点が、下のローマ数字のⅢ番の目標～Ⅶ番の目標の内容にかかるようなつくりとなっております。

下のⅢの大学の教育等の質の向上に関する目標、こちらでは、環境・経営の専門領域を深めるですとか、知見を組み合わせる、課題解決能力を育む教育などを目標とするようにしております。

その下、Ⅳ番の業務運営の改善、効率化、こちらは、健全かつ強固なガバナンスの構築、こちらを中期的な視点を持って、中長期的な視点を持って、効率的、合理的に図るということとしております。

その下、Ⅴ番になりますが、安定的な経営確保等、こちらでは、志願者の安定的な確保などを、財政基盤の強化を図るということとしております。

その下、Ⅵ番の点検・評価・情報公開でございますが、PDCAサイクルの運用など、改革・改善を推進しまして、大学のブランド力の向上を図るということとさせていただきます。

ります。

それから、Ⅶ番のその他でございますが、環境をテーマにした大学として、持続可能な社会の形成に貢献するという事としております。

右側5ページを御覧ください。こちらが、素案の全体版になっております。こちら、第2期の目標をベースにさせていただきまして、先ほどの基本的な目標ですとか、各項目、こちらで同じような記載がございましたので、そういった重複した記載は、主となる項目に記載するように整理もさせていただきまして、それから、例えば、保護者会を毎年開催するですとか、個別具体的なもので、先ほど説明しました、大学が実施計画に当たる中期計画というものをつくりますので、その中期計画に任せたほうがよいような内容は、すみ分けを図っていると。こちら、行政のほうの目標設定になりますので、ちょっと現場の大学とのすみ分けも図ってるということでございます。それから、大学の最新の状況も反映させまして、そして、3つの視点を踏まえて、素案ということで作成しております。内容については、お読み取りいただければと思います。

少し飛びまして、12ページを御覧ください。こちらは、パブリックコメントの募集チラシの案でございます。こちら、このように取るということで、お読み取りいただければと思います。

再度、3ページに戻っていただきまして、3ページの一番下になります、(5)を御覧いただきたいと思っております。今後のスケジュール、予定でございます。この6月、パブリックコメントを、この後、6月23日から実施するように予定しております。その後、7月に評価委員会を開催しまして、8月に大学の運営協議会、そして、9月に取りまとめたものを、議案として提案させていただきたいというふうに考えております。はい。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思っております。はい。14ページは、入試・就職の状況でございます。左上の(1)在籍状況でございます。下の学部の表を、まず御覧いただきたいと思っております。学部の左側、令和5年度の入学者につきましては、学部定員に対して、環境学部161人、経営学部159人の合計320人ということになりました。この表の一番右端、合計でございますが、4学年の合計で、環境学部が644名、経営学部が642名の合計1,286名ということになっております。その下に、大学院も記載しております。同じく左側、令和5年度入学者が、環境学専攻7名と、経営学1名ということで、合計8名ということになりました。同じく、右側に合計ということで、2学年の合計で、環境学専攻12人、それから、経営学専攻2人の合計14人ということでございます。

その下、(2)が、入試の実施状況でございます。一番下の表を、また御覧いただきたいと思っております。その学部ごとの一番右側に合計を書いております。令和5年度募集人員300名に対して、志願者1,296名、志願倍率が4.3倍で、入学者が320人、うち県内が75名、市内が34名ということでございます。学部ごとの内訳については、お読み取りいただければと思います。

その上に、表の上に、入試状況を解説しております。そちらを御覧いただきたいと思っております。志願者の志願倍率は、4.3倍と微増でございます。定員充足率106.7%ということでございます。その下になります。県内出身者の志願者数は増加しておりまして、入学者に占める県



内出身の割合 23.4%ということでした。入試制度のこれまでの改革ですとか、県内高校への働きかけなどで、志願者は増加傾向にあります。引き続き、県内・市内出身の志願者の増加に取り組んでいきたいということで、大学のほう、それから市のほうも考えているところでございます。

それから、右側 15 ページ、就職状況ということでございます。同じく、表を御覧いただきたいと思いますが、真ん中辺り、令和4年度卒業生 263 名に対して、就職希望 231、内定 228、このうち県内が 49 名ということでした。そして、鳥取市内企業 28 名内定ということでございまして、全体の内定率は 98.7%でございました。

表の上に、就職状況を解説、書いておりますけども、一番上のポツでございまして、4 年度卒業生の就職率 98.7 というところで、1 ポイント増加でございまして。県内就職率は 21.5%ということで、前年に対して、5 ポイント増えたということでございます。ウェブ面接ですとか、県外企業との接触が容易な状況は継続しておりますが、大学の取組によりまして、就職率は回復傾向にあるというふうに考えております。その下に、ちょっと指で、この4年度の卒業生の入学時、この入学率は 15.7%だったんですけども、就職率とすれば 21.5 というところで、差が生じておりまして、県外の学生さんが鳥取県内に就職いただいているものというふうに考えております。引き続き、学生が県内の企業ですとか、地元を知る機会を創出しまして、就職率向上を図っていきたいというふうに、大学と市とも連携して考えております。

それから、一番下、就職先ということで、鳥取市内の就職先を掲載しております。

それから、1 枚めくっていただきまして、16 ページになります。16 ページ、それから、17 ページ、こちらは、学部ごとの就職先一覧ということでございます。お読み取りいただければと思います。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 はい。鳥取市として、どこまでこの目標に、僕も分からないところがあるんですけど、気になってるところが何点かありまして、まず 1 点目が、第 3 期中期目標策定の視点っていうのが、まず基本的な目標があって、それを作成した視点っていうのがあって、それを測る指標っていうのが、恐らく、実際、こう数字で測れるような、達成すべき目標ってなると思うんですけど、そこは、あんまり、恐らくこれ、達成すべき目標とか、これ、主なものなので、ほかのものもあると思うんですけど、今これ、主なものを取り上げてると、その上の何か基本的な目標とか、中期目標策定の視点っていうところで上げてると、何ていうんですかね、項目合っていないなってすごく思っていて。達成すべき目標の主なものっていうのをクリアしたら、上の基本的な目標とか、目標策定の視点がクリアできるのかっていったら、ちょっととてもそう思えなくて、何か、そこが本当は合致してて、この一番下の達成すべき目標等の主なものっていうのを達成したら、上のが自然と達成してくるっていう、そういうものが主なものとして上げなきゃいけないのに、何かこう、分かりやすい数字だけが上がっててっていうような、何かそのリンクが、まずないかなと思うのが、まず 1 点。

2 点目としては、そもそも達成すべき目標等っていうのが、これ、クリアしたとしても、明

らかに、ちょっと数値目標が低くて、あと、魅力的じゃなくて、主なものとして取り上げるのが、本当にこれでいいのかっていうのがすごく疑問です。具体的に言うと、例えば、この学生の英語能力、CEFR B1っていうのは、ここに上げてるレベル感が、正直高校生レベルで、大学生レベルの目標値じゃないんですよ。あとは、そのダイバーシティーを高めていくっていうふうにも、今からダイバーシティーを高めていくだったり、あとは、その基本的な目標とか、グローバルな視点を併せ持つっていったときに、今、正直、大学でグローバルな視点とか、ダイバーシティーっていったら、大学の指標って、留学生数とか、何か国から受け入れてるかとか、自分の大学が、どれだけ留学生を出してるかっていう、そういうのが、大学業界でのそのダイバーシティーを測る指標にもかかわらず、何かそういう数値が、全くこう表に出てないっていうのが、それがさっきの1点目と一緒に、こう合っていないっていうようなところかなと思います。

あと、もう一点は、パブコメもあると思うんですけど、これがパソコンベースになって、結局、まず、所定の用紙をダウンロードしなきゃいけない。そして、それをメールで送らなければいけないっていうのが、やっぱり若い人がコメントを送ろうっていう形にならないと思うんです。これは、大学側が用意してるのか、鳥取県かもしれないんですけど、結局こういうのって、もちろん年配の方だったり、いろんな方から声を集める必要があると思うんですけど、やっぱり高校生とか今通ってる大学生とか、若い方からも声をもらうっていうのが、一番魅力的な大学につながる一番だと思うんですけど、パソコンベースになってるっていうのが、やっぱり声を集める方法として難しいなっていう。前半、ほかの課も集めてたんですけど、結局3人くらいしか集まってくなくて、だからやっぱり、このパブコメ集めるための工夫っていうのが、やっぱりもっと必要なんじゃないかなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。御意見ありがとうございます。まず、御意見につきましては、また事務局同士で共有させていただいて、また参考にさせていただきたいと思います。

指標につきましては、この素案の各全ての項目を、一つ一つ指標にということになりますと、なかなか測定できないものもございます。それから、この中期目標につきましては、大学側に、こういった方向での教育や大学運営をしていただきたいということを示していくというものでございまして、重みとしましては、文章のほうも、実は少し重視しております。そういった中で、やはり幾つかの項目については、モニタリングもしたいということで、全てではないんですけども、指標を設けさせていただいているというようなところでございます。

それから、ダイバーシティー、留学生につきましても、御意見頂きまして、この指標の辺り、設定ですけども、中には、大学側の基本計画、先ほど、実施計画と言わせていただいたんですけども、大学が取り組む具体的な計画をつくることになっておりまして、そちらのほうで指標をお願いするようなものもございますので、その辺り、しっかりちょっと役割分担していきたいなと思います。

それから、パブコメ、若い方の御意見ということで、県のほうで、一応代表しててというこ

とではあるんですけども、今の御意見も踏まえまして、若い方、大学の学生さんですとか、知っていただくような取組ということもやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。今ので言えば、第3期って、一番多分、大学の強みを明確化して、重点化図っていくっていうのが、多分、第3期の一番大切なポイントだと思うんですけど、この右側、公立環境大学としての特色の明確化というので、グリーンな人材っていう、とにかく環境なんだっていうのが、多分、恐らく、この鳥取環境大学の一番強いポイントだと思うんですよ。であれば、達成すべき目標と主なものって、これ、多分、今の時点でも3か所ぐらい、こう同じものが出てくると思うんですけど、この達成すべき目標の主なものの第1個目に、やっぱりこのグリーンなものっていうのが、ぼーんと出てこない、やっぱり本当に、この第3期の立ち位置というか、あとは、そもそも、この環境大学を生き残っていく上でも、そういう大学なんだっていう、例えば、それで言えば、就職率とかも、就職率っていうよりかは、どれだけグリーンな人材を出してるかとか、本当は、そこをもっとこう、強みを徹底的に、この紙を見てくれる人の目も、しっかりそこに持っていかないと、やっぱり大学としての特色って、実際学校現場とかから見ると、やっぱりなかなか目に入ってこないっていうところで、もう徹底的にグリーンっていうのを打ち出していくっていう、そういうところも、もっと強調していただけたらなと、要望になります。以上です。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。ありがとうございます。グリーン人材、強み、特色、この辺りも、ちょっと事務局同士で、またすり合わせしてみたいと思います。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

◆岡田 実委員 はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。今の資料、説明の中の資料を見させていただきますと、その志願者数であっても、それから、内定数であったとしても、昨年に比べると、微増なんですけども、上がってきているようなところもありまして、最近は、今、話もあったように、環境っていうことがいろんな場面で、テーマということで捉えられているので、そういったところも、志願されてくる方も意識されてるのかなと思ったりもしたんですが、何か今の段階で、志願者数がちょっとこう増えてきたというふうなところで、何が原因でといいますか、どういった理由で志願者数が増えたっていうふうな、何か顕著な事例というのが、もしありましたら教えてください。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。志願者数が増えてきたというところで、まずは、思いつきますのは、やっぱり大学が地道に学校回りをされております。当然、県外にも出ておりますけども、地元についても、学長さんが、高校を全部回られたりですとか、おと

としですね。去年については、校長先生が退職されたところもございますので、そこを目標けて、ターゲットを絞ってアプローチをかけて、環境大学の特色ですとか、よさを先生方に伝えて、しっかり生徒さんに発信していただくとか、校長先生との間でもですけども、現場の教員さんに対しても、大学の教職員が説明会に出たりとかして、そういったことをしておりますので、そういった地道な努力が、今回の数字につながっているのではないかというふうに考えております。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。そのように、現場の各学校回りですね、そういったところで、環境大学に来てもらえるような話合いをしてきた中で、きっと選ばれた、選定した理由なんかも、多分、現場では、いろんな場面があると思うんですね。先ほども話があったように、今その環境っていうのがテーマなものですから、それを1つの理由として、この環境大学を選んでいったのか。いや、やはり、県内にあったから選んでいったのかっていうことがあると思うんですが、そういった話されてこられた内容によっては、今の環境大学の強みっていうものを、もう少しこう磨き上げられるだけの、現場での意見というものもあると思いますので、そういったものも反映できたらなということを思います。意見でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この第3期中期目標ということであるんですけど、その第2期のものとちょっと見比べて、どこが変わったのかなと思いつつながら。先ほど、柳委員も言われましたけど、やっぱりこの第3期で、本当に強調されてるっていうか、本当にこれからっていうのは、やっぱりこの大学の明確化とかありましたが、環境をテーマとした大学の強みの明確化、重点化を図っているね。あと、未来に向けて戦略的に取り組む期間なんだということで、これがつくられたというふうに、私も読んで理解をしたんですけど、ただ、この字面だけを見ると、一体何をしてるのかなとか、何をしようとしてるのかなっていうふうに思うんですが、大学のホームページ見ると、6月7日に、2024年度のその大学案内のパンフレットができましたよってあったんですね。そういうものを見ると、ああ、こういう学生生活してるんだとか、こういうことを大学でやってるんだとか、全般的に分かるわけですよ。もうタブレットで構わないので、一々環境大学のところにアクセスするの面倒くさいから、パンフレットができたなら、公立大学なので、ちょっと資料提供でパンフレット頂くと、やっぱりちょっと大学のことも、よりこちらも分かりやすいのではないかと思います。以上です。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。資料提供ということで、この後に、また、最新版につきましては、準備が出来次第、資料提供させていただきます。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

第二庁舎跡地活用に係るサウンディング型市場調査の実施について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 では、次に、第二庁舎跡地活用に係るサウンディング型市場調査の実施について、執行部より御説明をお願いいたします。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。資料は18ページを御覧いただきたいと思います。第二庁舎跡地活用に係るサウンディング調査の実施ということでございます。

左上の経緯を御覧ください。こちら、跡地活用につきましては、本年2月に、ゾーニング・設備に関する御意見の募集を行わせていただきましたけども、市民の皆様から、飲食ですとか、物販に関する様々な御意見を頂いておるところでございます。旧本庁舎跡地につきましては、一定の方向性に基づきまして、広い空間を確保するため、緑地広場ですとかイベント広場、駐車場などの整備を進めてまいりますけども、第二庁舎につきましては、検討中の現段階の活用案ということで、駐輪場・管理棟ということで、2月の議会の委員会でも説明させていただいてるんですけども、こちらに加えまして、さきの御意見、飲食・物販、こちらの実現可能性についても調査を行いたいと思ひまして、サウンディング型市場調査を実施させていただきたいというふうに考えております。

2番のサウンディング型市場調査の実施についての（1）目的を御覧ください。第二庁舎のこちらの跡地での民間事業者による飲食・物販サービスの提供について、事業者との対話を通じて、実現可能性を調査・検討したいというものでございます。

その下が、スケジュールでございます。参加受付を、この後になりますが、6月23～24まで、予定でございますが、させていただいております。真ん中、対話の実施ということで、7月下旬、8月上旬に、事業者の方と意見交換してみたいというふうに考えております。そして、右に行きまして、結果の公表ということで、8月下旬頃を目標に、その対話の概要を公表ということで予定しております。

この対話を踏まえまして、先ほどの現段階の活用案、駐輪場・管理棟でございますが、こういったことも含めまして、全体で、再度整理・検討させていただいて、活用方法、お示しさせていただきたいなというふうに考えております。

（3）条件設定ということで、事業の内容ですとか、テーマ、市が求めるサービスの実現性などを、民間事業者の方から、御意見・御提案いただきたいなというふうに考えております。

下の3番の提供サービス（想定）というところでございますが、市としましては、カフェなどの飲食サービスですとか、コンビニエンスストアなどの物販サービスというようなことを考えております。下に指で書いておりますけども、緑地広場ですとか、イベント広場の利便性を高めるようなサービスを想定しているようなところでございます。それから、民間事業者に、市有地、こちらを有償で貸し付けて、民間事業者で自主運営していただけないかなというようなことも想定しております。

このサウンディング調査につきましては、連携して財産経営課のほうで実施させていただくように、今準備を進めているところでございます。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。前回現場を見させていただきました。ドッグランというわけにはならな  
んだみたいですが、飲食とか物販というのは、大変いいなと私も思っておりますが、ほ  
かにも飲食店や、近くにはパン屋さんなんかもありますので、できれば、これはあれですけど  
も、ちょっと犬にこだわったりしますが、保護犬とか保護猫カフェだとか、ドッグカフェだ  
とか、やっぱり特徴あるカフェをやっていただいて、ここにしかないっていうような、とい  
うのは、私、鳥取県中のドッグカフェを回りましたが、ほんに数が少ないです、10本の指もな  
いぐらい。保護犬カフェは1件もないというような状況なんで、それは一例ですけども、特徴  
あるカフェとか、飲食店のそういうところも、排除せずに、どんどん受けていただけて、ほか  
とも競合せんような、鳥取ならではっていうか、そういうおもてなしの心もあるような施設に  
していただければという意見でございます。以上です。はい。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。御意見ありがとうございます。とにか  
く広く、アイデア、こういう事業だったらできるというようなことを、まずは伺ってみたいと  
いうふうに考えております。

◆西尾彰仁委員 はい。

○上田貴洋政策企画課長 ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 はい。実際、民間の方から声聴くっていうのは、すごくいいと思うんですけど、  
恐らくになっちゃうんですけど、元々その市民の方から、飲食や物販の声が多かったっていう、  
今までアンケートだったりだと思んですけど、恐らく、市民のイメージは、あの公園の中に  
カフェだったりがあって、子供たちが遊んでるのを見ながら、そういう飲食販売のお店があっ  
たりとか、物が売ってたらいいなって、そういうイメージで、多分書いてると思うんですよね。  
ここの道路渡ったコーナーに、そこにこのカフェがあったら、正直、ここに対するカフェって  
いうのと、市民のイメージと、正直違うと思うんですよね。だから何か、あくまで、あそこの  
場所に、市民からの声があったって言って、その物販も含めて、飲食・物販っていう広い問い  
方はいいんですけど、恐らく、正直、市民の元々イメージしてたのとは、もう既にずれてるん  
じゃないかなと思って。ただ、これを実際聴く中で、民間事業者から面白い提案が出るかも  
はしれないんですけど、先に、何か正直、飲食・物販っていうのを区切っちゃうと、何か本当  
はそれ以外の面白い使い方も、もっとあるかもしれないのに、逆にアイデアをすごく潰しちゃ  
うなと思って。なので、恐らく、市民が思ってる、カフェの声が多かったっていうのは、多  
分、ほかの自治体とかに行ったときに、恐らく、そういう広場の中にカフェがあったって、そ  
ういうのをイメージされての声だと思うので、恐らくあそこにぼーんと飲食ブースができて、

行列ができるっていうイメージもないですし、そもそも狭いですし、市民の声っていうのを、ちょっと考慮してもらって、サウンディング調査してもらえたらいいなって、ちょっと、これ。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。御意見ありがとうございます。2月のゾーニング等、御意見の中心に、恐らく、意識は、本庁舎跡地、広場部分であったというふうに事務局のほうも考えております。そういった中で、やはり利便性を高めるような機能として、何かしらの飲食ですとか物販、本体のほうではちょっと設置はできないんですけども、二庁舎のほうで実現できないかということで、御意見もちょっと踏まえた上で、事業者さんのお話、伺ってみたいと思います。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 私も、今、柳委員の発言に共鳴というか、共感するところがあるわけですし、以前にも、第二庁舎の跡地については、いわゆるその管理棟と駐輪場というようなところで、これで終わるんかいやという話だったんですけども、何となくね、取ってつけたようなやり方を感じて仕方がないんです。当初のイメージとしては、おっしゃるように、あの広場の中にカフェがあったり、物販のそういったのがあると、そういったことをちょっとイメージはしてたんですけども、実際に、だんだんと、これが実現性の色が出てくると、何かその辺りがちょっと消えてしまったけど、ただ、トイレは造ると。トイレと、それから広場と駐車場というような形になって、それで、いわゆる防災というものを加味したような形の公園ということで、そうなってくると、あっ、飲食はないんかいやというような状況の中で、その第二庁舎が飲食・物販のエリアになったのかなと、何となく後づけみたいな形で、これが出てきたような気がしてならないんです。

だから、これも、そのサウンディング型の調査ということですから、いわゆる民間が参入する場合でしたら、ここにある、いわゆる、この地代であったり、市有地を有償貸付けということになってるんで、なってくると、それなりのペイできなければ、なかなかそれこそ事業者も出てこないだろうというふうに思います。確かに、たとえ何かの、それこそイベントがあるときには、そのお店は潤うだろうけども、結局、それがイベントということになれば、土曜日とか日曜日とか、あるいは休日とかという格好が多いんで、ふだんは、ほとんど使っていないですがね。さっきの話で、ただ単に広場があって、広場っていうか、そういうところで、いわゆる遊具もないですわね。インクルーシブの遊具をとという話だったけど、そういった遊具は、別のところの公園で使ってくれということになったときに、何がその魅力があって、子供たちが来るのかなということになってくると、なかなかそれこそイメージが湧かんですわ、うん。だから、今の話で、このサウンディング型で、物販であったり、コンビニであったりというようなことが、仮に話をしても、業者が本当に続くかなという、これは、それこそ余分な心配かしらんけども、そんな懸念が私はしております。

これから、サウンディング型の市場調査で、このスケジュールからすると、参加受付、これからするんだろうけども、参加、これはもう6月23日からってことですけども、見直しはあり

ますか。その業者等々が参加をするような、その辺りの見通しがあれば教えてください。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田でございます。見通しにつきましては、まずは、ちょっと募集をかけてみるというところになるんですけども、1年前の調査につきましては、一応、5者御参加いただいて、御意見頂いておりますので、まずは、その辺りにも当たりながら探っていくのかなというふうに思っております。はい、以上でございます。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほか御意見がございますか。岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません、質問なんですけども、この提供サービスの想定の中で、民間事業者の方に市有地を無償で貸し付けて、その次に、民間事業者による自主運営を想定していることなんですけど、ここの民間事業者によります自主運営っていうのは、例えば、その敷地の上に、こう民間事業者の方が建物を建てられたりとかして、それはテントのようなものなのか、いや、そうじゃなくて、もう基礎もつけたような、しっかりとした建物を上に建てて、そういう形での何か事業をするっていうふうな、そんな考え方でよろしいでしょうか。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。御意見につきましては、今御意見頂いた内容でイメージしております。市有地を有償で貸付けを行わせていただいて、そこに、事業者が自己資金で店舗を建てて実施していただくと。それが可能かどうか、それをするためには、例えば、貸付期間はどれぐらい必要かとか、鳥取市側で、何か必要な対応があるのかどうか、そういったことを広く伺ってみたいというようなイメージでございます。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 どうも失礼しました。無償って言うておりました。そもそもなんですけど、貸付けという形がいいのか、それが売却なのか、譲渡なのか。事業するとき、底地と上にある建物を、別々、市の所有地の上に、わざわざその上に、不動産なりを、今の業者さん、建ててくる形の中で、先ほども上田課長もおっしゃったんですけど、5年なのか10年なのか、やはり事業する上では、長く続けたいと思ったりもするわけでありまして、そこがずっと市有地なのか、相手方に渡すかっていうふうな、そういう選択肢っていうのは、このサウンディングを行うときに、業者さんのほうは聞くことはできるものなんでしょうか。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。募集する際に、業者さんにイメージしていただくために、今こう貸付け、自主運営、書いておりますけども、そういった鳥取市側の期待とか、気持ちをこう踏まえた上で、業者さんから、いや、長期でやりたいから、自社購入しないと難しいなとか、そういったことは、枠をはめなくて、とにかく広く御意見頂いて、それで組み立てていきたいと、どういったことができるのかということを考えていきたいというふうに考えております。



◆岡田 実委員 はい。分かりました。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で何かございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。いろいろ委員から意見が出て、本当にそうだなと、いろいろ感じながら聞いてたんですけど、とにかくサウンディングで意見聴かれたらええとは思うんですけど、いいとは思うんですけど、私、あそこの跡地を、ああやって広場にして、とにかく人が寄れるような場所にしようっていうことで整備を進めようとしてるんですけど、あそこだけにとどまってもらったらあかんわけですよ。結局、そこに来た人を、商店街っていうか、二核二軸って言ってるね、あそこら辺にもやっぱり歩いてもらうっていうか、やっぱりその目的もあると思うので、何かすぐ側に何か店屋さんができるよりかは、もうちょっと先まで、いろいろと、さっきもいろんな店があるって言われましたけど、何かその誘導するようなことを考えたほうがいいんじゃないかなって思いながら、何かあそこの場所で完結するような話じゃなくて。だから、やっぱりこう何か、そもそも何かをする、中心市街地で何かをするときって、大体歩いてほしいとか、いろんなどころに行ってほしいっていうのが、どこにも出てくる話なので、やっぱりそういう視点も要るんじゃないのかなと思いつつ、皆さんの意見も聞きながら思いました。以上です。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。御意見ありがとうございます。まち歩きの視点は、当然取り入れていくことが、これ大事ですし、必須だと思っております。今年予算をつけていただきまして、跡地を使ってイベントを実施します。御報告にもなりますけども、7月開始を予定しております。そういった集客イベントもちょっと絡めて、実施、実際、実験もして、本稼働の際には、御意見頂いた、そこが肝の部分だと思っておりますので、そこもしっかりと考えていきたいなというふうに考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 文化施設のあり方に関する検討 これまでの経過と今後の進め方について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、文化施設の在り方に関する検討、これまでの経過と今後の進め方について、執行部、御説明をお願いいたします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。説明させていただきます。資料は19ページになります。ホール等文化施設の在り方に関する検討、これまでの経過と今後の進め方に

ついてであります。

まず、主な経過ということで、そこに記載をしております。そもそも、この検討については、作品展示、あるいは舞台発表といった、文化芸術活動の場となっている文化施設の老朽化が背景にあります。これまでの主な経過を、そこに記載をしております。この中で記載はないんですが、そもそもこの件に関しては、まず最初に、庁内会議の設置というのがありますが、この庁内会議の設置のきっかけになったのが、平成30年9月の本庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の報告でありました。その中で、幾つか指摘事項の中に、この本庁舎跡地に隣接する市民会館がありまして、この市民会館及び関連施設の在り方を検討する必要があるという指摘を受けたということがありました。

それを受けて、そこに表にあります、一番上ですが、平成31年2月から、市の関係課で構成する検討庁内会議、これを設置して、調査検討を始めたところでありました。その後、昨年8月ですが、その内部での調査検討の材料を基に、外部の専門家、あるいは公募委員さん、こういった方々で構成する、ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会を設置をしまして、この調査検討を5回にわたって実施をしたところです。そして、その後、5月15日、この委員会から、市に対して提言書を頂いたと。そして、その提言書を踏まえて、先ほどありました、市の内部庁内会議の中で、この提言書を踏まえて、市としての基本方針の素案、これを作成をしまして、6月1日から昨日まで、市民政策コメントを実施したということでありました。

市民政策コメントを実施前に、正副委員長さんには、こういった形で進めますということの説明をさせていただいたところです。昨日までの市民政策コメント実施の中で、最終的に、49件の意見が寄せられております。中身については、まだ精査中ですので、また今後、折を見て報告をさせていただければ、情報提供させていただければというふうに思っているところです。

そして、その次です。ホール等文化施設のあり方に関する基本方針、骨子ということで、そこに記載をしております。提言書なり、基本方針案については、既に議員さん方にも情報提供しておりますので、詳細は省かせていただきますが、この基本方針の素案の中でも肝の部分ということで、少しお話をしますと、まず、中心拠点における方向性、中心市街地における方向性ということで、まず、1つ目に、市民会館、文化センター、文化ホール、それから福祉文化会館の4施設を再編し、本市における文化芸術振興の拠点となる、新たな施設の整備について検討を行うこと。そして、2つ目に、新たな施設に導入する機能と、それぞれの規模については、現在行われている文化芸術活動の維持促進を図ること、これを念頭に検討を行うこと。そして、3つ目として、新たな施設の整備に伴って、既存施設ごとの現状・課題や、あるいは社会的ニーズ、こういったことを踏まえて、機能の移行、統合する時期を検討しまして、施設数を段階的に縮減すること、こういったことなどを提示をしています。

そして、3番です。今後の進め方ということで、あくまで、現時点での案ということでありましたが、今後、この今回頂いた、市民政策コメントでの頂いた意見、あるいは、関係団体からの要望等、そういったことを踏まえまして、さらに今後、関係課で構成する庁内会議を中心に、検討を加えた上で、遅くとも今年度中に、本市の基本方針として確定をし、来年度以降の具体的な検討につなげていきたいと考えているところです。

なお、確定前の最終案については、改めて議会にも説明をさせていただきたいと思っているところです。いずれにしても、そもそもの目的としては、文化芸術活動を盛んにすることで、まちや人を元気にする、まさにここが主目的であります。そのために、文化施設はどうあるべきかということ、引き続き、しっかりと検討を重ねまして、未来に向けた道筋を市民の皆さんに提示をしていきたいというふうに、担当課長としては考えているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等ございますか。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、福山課長から説明があったんだけど、今、確認をして、ちょっと私、これの提言について、今日持ってきてないんで、ちょっとよく分からん、あれだけでも、3つの施設を、いわゆる再編・統合ということで、1つに、要するに集約してまとめて、新たな施設を造るということ、まず、そのことで間違いないですか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。現時点の基本方針の中では、基本的には、この施設数を減らす代わりに、改めて、これまでよりも機能を上げたような施設を、整備を検討していくというのが基本策です、以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 文化関係、その団体の関係者のほうから、複数、鳥取市が、大変いい方向の提言書出していただいたということで、大変喜んで、私のところにも電話が何本かかかってきて、結局、何も、今までの音楽の小ホールであったり、それから鳥取市立の美術館であったり、ギャラリーであったり、もちろん、中ホールがあったり小ホールが、そういったもんがみんなできるんじゃないかというような、非常に期待をした声を大分聴いてるんです。ところが、じゃあ、その前に、これは、かなりの、全部をそれこそ、それを集約すればね、もうそれこそ、かなりその広い敷地っていうか、要るわけで、今じゃあ、これから、鳥取市のいわゆる中心市街地、基本的にはですね、その中で、そういう土地ってあるんかなっていうふうに思ったり。っていうのが、全部スクラップ・アンド・ビルドで、どんっと潰して、新しいやつを造るっていう格好じゃあ、多分ないと思うんで、それぞれで市民会館であったり、文化センター、文化ホール、文化ホールは、この間改修して、2年、1年、2年ほどかかって改修して、これをまたつなげていくわけだから、そうなってくると、イメージとして、いつ頃、その施設ができるかというのが、皆さんが、その市民の皆さんもそうなんだろうけども、要するに、年次的に、じゃあ、いつ頃にはこれができますよということが、絵が見えてこない、なかなか実感として、この新たな、その文化施設が実感として感じられないわけですね。その辺りのスケジュールっていいますか、それは、これからするだろうけれども、本当にこれができるのかなあっていうことになると、いささか私も、いろんな要望を入れた上で、受けた上でということになると、かなりのそれこそ大きな施設になろうかと思うんですが、その辺りの考え方をちょっと教えてやっ

てください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。お答えします。今の上杉委員さんからの御質問ですが、まず、今後の見通しとして、今、このまさに方向性というものをお示しをさせていただいたと、案としてですね。こういう方向で進めていきたいと市として考えるけど、どうだろうかということで、市民の皆さんに問うています。そして、もうそれでいいじゃないかと、ある程度、さっき言われましたパブコメの意見等で肉づけ等、あるいは、今後、市として、その既存施設、じゃあ、どういうスケジュール感で、先ほど縮減と言いましたが、減らしていくのか。先ほど上杉委員が言われましたように、文化ホールは、じゃあ、でも、まだ、昨年、一昨年で改修したばかりだぞとか、そういった要素も踏まえて、既存施設の取扱いなどについても、今後内部で協議をしていくと思います。

その上で、何と言っても、この方向性が固まってから、じゃあ、その方向性に沿って具体化をするのにどうしたらいいのかという、次の作業が、次に出てくると。その中で、今ありました、じゃあ、どういう機能を入れるのか、どういう規模感なのか、ホールはどのようなホールなのか、規模感はどれぐらいのキャパなんだとか、あるいは、展示スペース、どれぐらいの広さとか、そういったところを、これからまた、次のステップとして検討していくところになると思います。

その検討する中で、場所の話も、当然、ある程度イメージしながらでない、その規模感とかも出てこないと思いますし、土地に応じて、やはり中心市街地ですので、高度利用をある程度しないといけないというのもあると思うんです。理想は平面がいいんですけども、どうしてもやっぱり、都会の文化施設もそうですが、ある程度、高度利用ということも考えなきゃいけないと思いますので、その辺も設計の中に入ってくるだろうなど。ですから、まさに、まずは、この方向性をおおむね同意をいただいて、市民の皆さんから合意をいただいた上で、そのところに入っていききたいなと思っているところです。

今のイメージとしては、基本方針でも示しておりますが、基本的には、展示、それから舞台、舞台系と展示系、これを一本にしたような施設を、今イメージをしておりますが、あとは、先ほど上杉委員からあったように、じゃあ、実際に想定される土地がどれくらいかということによって、そこが少し変わってきたりとか、そういったことが出てくるとは思います。そういった検討は、その次のステップでしっかりやっていきたいなというふうに、ちょっとイメージをしているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 先日、私も、鳥取駅周辺の再整備について一般質問したんだけど、やっぱりちょうど過渡期といいますか、高度成長期の頃に、公共施設もそうなんだけど、どんどん、あの当時、それこそ建設でやった建物が、今、かなり老朽化を迎えるような状況に全部なってるような状況なんです。だから、1つずつ潰していくという格好ではなくして、さっきのお話のように、総合的な要素をつくっていかないと、いわゆるコストの面からしても、非

常に、それこそ、3つある施設を、そこには、人と物と金が要るわけだから、かなり、それぞれ、それを1つに集約することによって、そういったコストの縮減にもなるわけだし、だから、方向性は、今年度中にとということですので、早く、いわゆる、ある程度イメージできるような形のものを、市民に知らせていただいてというふうに思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様でございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。このホール等文化施設のあり方に関する基本方針っていうのは、今は、表に、テーブルに乗っかってるのは、その中心市街地にある、そういう文化施設なんですけど、それは中心市街地のものですよ。この基本方針を読んでも、中心部はそうはそうだし、各地域にも、その文化芸術活動の拠点としての機能を配置するっていうようなことがあって、今、既に、それが地区公民館だったり、何とかのホールだったり、いろいろあると思うんですけど、それらの整備っていうか、在り方に関する基本方針でもあるんだというふうに、私は理解したんですよ。だから、これは全体的、市全体の、さっき言われた建物3つ、それだけに限るんじゃなくて、鳥取市内にある全てのその文化施設という捉えで、まずいいのかどうか、その点、お聞きします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。ありがとうございます。実は、まさに、今、伊藤議員さんが言われたとおりで、今回のこの基本方針は、実は、立てつけとしては、まず、市全体の基本的な方向性というのを導き出して、そこから、これは8つあるんですけども、その8つの中の基本的方向性の中に、地域ごとの検討っていうのを1つ入れております。まさに今、伊藤委員さんが言われたように、この広い市域を、中心、それから各新市域、やはり、あまりにも市域が広いので、全体に一本では、考えるのはなかなか難しいなというのが、この検討の中で出てきました。そして、実態を見ると、やはり、そうはいつでも、合併から20年近くたちますが、やっぱり地域ごとの活動が、やっぱりメインになっているなというのが見えてきたという中で、まずは、その地域ごとの検討という中で、まずは、この中心市街地の方向性を今回出したと。

今後ですけれども、これについては、文化施設だけの話ではないんですが、各地域ごとに、やはり施設の今の現状とかが違います。体育施設があり、文化施設があり、農業、いろんな施設があります。ですから、地域ごとに、やはり見ていって、じゃあ例えば、河原地域どうしようかという中で、文化的な機能をどうしようかとか、そういった形で、今後進めていくイメージになります。

そこになりますと、なかなか今回は、市民会館が俎上に上がってたものですから、文化交流課が音頭を取る形になりましたが、今後進める中では、やはり資産活用さんなり、あるいは各支所、そういったところが音頭を取りつつ、関係課が集まるようなイメージではないかなというふうに、私は今想定をしているところです。それについては、今後、また庁内会議等で、じゃあ、その新市域、どういうふうに進めるんだっていう話も、また出てくるかなと思っているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。だから、そういう、今後いろんなものを検討していく上の基本的な考えとなるものだっていう、そういう重たいものだというふうに分かりました。今年度中につくられるっていうことでね。パブコメは昨日で終わったわけですけども、完成品ができるまでに、まだ意見が言えるタイミングってあるんでしょうか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。お答えします。パブコメについては、昨日で締め切りましたが、実は、それ以外に、改めて、各その関係団体さんから、改めて、この要望なりがまた出てきております。あるいは、これから出る気配があります。ということで、先ほど言いましたように、今後そういった材料も踏まえて、庁内会議でさらに検討していくという中で、追加で来る意見等については、それぞれその検討の中で、材料として上がっていくということになると思いますけど、パブコメについては、昨日で一応締め切ったということになります。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。それぞれ新市域のところにも関わるところがあるので、地域振興会議だとか、いろんな場所を捉まえて、やっぱりそういった各地域でも、これからも、ちょっと声聴くようなことはしていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。執行部の皆様は、御退室ください。

午後2時55分 休憩

午後3時03分 再開

#### 【市民生活部】

◆砂田典男委員長 それでは、まず、市民生活部に入りたいと思います。

まず、竹間市民生活部長に御挨拶をいただいた後、4月の人事異動で異動された執行部の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。

○竹間恭子市民生活部長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 竹間部長。

○竹間恭子市民生活部長 はい。市民生活部の竹間です。本日は、よろしくお願いたします。本日の委員会の案件ですが、一般会計補正予算、総額6,501万1,000円のほか、鳥取市印鑑条例、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正、また、辺地、過疎計画の変更、そして、一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止、さらに、令和4年度一般会計及び電気事業費特別会計の専決処分事項の報告及び承認など、10件でございます。

また、報告議案といたしましては3件ありまして、繰越明許費繰越計算書、そして、専決処分事項の報告、これが2件ございます。

その他報告事項としまして、地域振興会議の今後の在り方について素案をまとめましたので、その内容について報告させていただきます。

詳細につきましては、後ほど、各担当課長から説明いたしますが、その前に、令和5年4月1日付の定期人事異動による新任職員の自己紹介をさせていただきます。

まず、私のほうから、4月1日で市民生活部長となりました竹間と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。失礼します。4月1日付で、環境局長兼生活環境課長を拝命いたしました山根でございます。よろしくお願いいたします。

○上田光徳次長兼環境保全課長 失礼します。同じく、環境局次長兼環境保全課の課長を拝命いたしました上田光徳でございます。よろしくお願いいたします。

○山川泰成国府町総合支所長 失礼いたします。このたびの異動で、国府町の総合支所長を拝命しました山川でございます。農政企画課長時代には大変お世話になりまして、ありがとうございます。引き続き、御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○太田潤一用瀬町総合支所長 はい。失礼します。4月1日付で、用瀬町総合支所長になりました太田潤一と申します。引き続き、よろしくお願いいたします。

○山名常裕地域振興課長 はい。失礼します。4月1日付で、地域振興課長を拝命しました山名と申します。よろしくお願いいたします。

○林 公博市民課参事 失礼します。4月1日付で、市民課参事、マイナンバー担当を拝命しました林といいます。よろしくお願いいたします。

○前田武彦生活環境課参事 失礼します。4月1日付人事異動によりまして、生活環境課参事を務めることになりました前田といいます。よろしくお願いいたします。

○有田 博地域振興課課長補佐 失礼します。4月1日付で、地域振興課課長補佐を拝命しました有田と申します。よろしくお願いいたします。

○西垣拓二協働推進課課長補佐 はい。失礼します。4月1日付で、協働推進課課長補佐兼コミュニティ支援係長を拝命しました西垣拓二と申します。よろしくお願いいたします。

○福政民栄環境保全課参事 失礼します。4月1日付で、県からの派遣で、環境保全課参事を拝命しました福政と申します。よろしくお願いいたします。

○白間純一市民総合相談課課長補佐 失礼します。4月1日付で、市民総合相談課課長補佐を拝命しました白間と申します。よろしくお願いいたします。

○竹間恭子市民生活部長 はい。では、以上が、新しく異動で替わってきた新任職員の自己紹介です。

それでは、お疲れのとことは思いますが、簡潔に御説明申し上げたいと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 はい。それでは、自己紹介のみで、議案説明、報告のない部署の方は、ここで御退席していただいて結構です。

議案第 65 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いいたします。

○平戸伊寿美福部町総合支所長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 はい、平戸支所長。

○平戸伊寿美福部町総合支所長 福部総合支所、平戸でございます。議案につきまして、所管部分につきまして御説明いたします。お配りしております、資料第1、総務企画委員会補正予算説明資料、市民生活部、総合支所及び事業別概要の冊子によりまして、御説明させていただきます。

では、資料1の2ページをお開きください。ここでは、歳入のみの項目について説明させていただきます。その他の歳入につきましては、3ページからの歳出の特定財源となりますので、歳出の説明の際に併せて説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

では、2ページの下から2段目の辺りになります、財産収入、財産売払い収入、不動産売払い収入、土地売払い収入を御覧ください。補正額は128万5,000円であります。これは、県事業で実施しております塩見川広域河川改修工事に伴いまして、市所有の未利用財産の一部を県に売却するものであります。以上です。

○山川泰成国府町総合支所長 委員長。

◆砂田典男委員長 はい、山川支所長。

○山川泰成国府町総合支所長 はい。国府町総合支所、山川でございます。それでは、続いて、歳出を順次御説明申し上げます。

まず最初に、国府町総合支所のほうから、資料1は3ページ、事業別概要は59ページでございます。(国府町総合支所管理費)ということで、90万2,000円の補正をお願いしております。

こちらにつきましては、国府町総合支所で管理する屋外広告物のうち、因幡万葉歴史館を案内します屋外の広告塔2基ございますが、令和4年度に実施した安全点検で、施設の腐食や破損が見つかりまして、倒壊のおそれありということで、安全性に問題あるとの見解が示されたもので、急遽緊急修繕を行うため、今回の補正で所要の予算を計上させていただいたものでございます。簡単ですが、以上でございます。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。先ほどの下段になります。事業別概要は20ページ、企画費、地域振興対策費、(中山間地域・買い物支援事業費)でございます。補正額は200万円です。特定財源は、国・県支出金100万円で、具体的には、鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金でございます。

本事業は、中山間地域における、スーパーや買物が、商店が近隣にない、買物が困難な地域におきまして、日常生活品の移動販売を行う事業者に対して、燃料費、車両修繕費用などの運営費の補助を行うものであります。本年9月末までに、トスク全店舗が閉店になることに伴いまして、トスクの移動販売も終了になると伺っております。そのため、これまでトスクが担われていた中山間地域の移動販売エリア、具体的には、福部・湖南・気高・青谷の4地域、これを



カバーする事業者に対して、運営費の支援を行い、切れ間なく買物環境の確保を図っていかうとするものであります。

続きまして、その下段です。事業別概要 20 ページ、企画費、特色あるまちづくり推進事業費の中の（グリーンツーリズム推進事業費）です。補正額は 300 万円です。特定財源は、国・県支出金 200 万円で、これは、県の観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金でございます。本事業は、空き家を利活用して、農山漁村の生活体験や、地域住民との交流を楽しむ滞在を提供する民泊施設を整備する事業者に対して補助するものであります。事業費が 600 万のうち、2 分の 1 を、300 万円を事業者に対して補助するものであります。補助額の 3 分の 2 の 200 万円は、県の負担となっております。事業の具体的な内容は、今後、整備が進んでいく青谷かみじち史跡公園、これを中心とした地域集客を見込んで、青谷町亀尻の空き家を改修して、令和 6 年 2 月のオープンに向けて、滞在、宿泊滞在施設を整備するものであります。併せて、施設整備後は、当該施設を拠点として、町内の自然環境を生かした農業体験などの体験プログラムを、地域住民と協力して取り組むという計画になっておりまして、地域活性化に寄与する取組になると期待しているものでございます。以上でございます。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。同じく 3 ページ、一番下の段を御覧ください。事業別概要書 21 ページ上段でございます。諸費、地域振興費、（地域コミュニティ支援事業費）でございます。補正額 250 万について御説明いたします。これは、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業の採択を受けましたので、地域活動団体への助成に係る経費 250 万円を計上するものでございます。財源内訳は、その他財源で、雑入として、全て自治総合センターによるコミュニティ事業助成金でございます。

この自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としておりまして、コミュニティ助成に必要な備品や、集会施設の整備などに助成を行い、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることによりまして、地域社会の健全な発展と社会福祉の向上に寄与することを目的としているところでございます。

今回助成を受ける団体は、西大路自治会でございます。事業内容は、西大路自治会が管理している公園に、滑り台、ブランコ、スプリング遊具を整備される費用となっております。これらの整備によりまして、安心・安全に子供たちの遊び場となるとともに、地域住民が集える場所が確保されることによりまして、地域住民の交流が活性化されることが期待されております。

続きまして、資料 4 ページを御覧ください。事業別概要は 21 ページ下段でございます。教育費、社会教育費、公民館費、地区公民館施設管理費の（地区公民館省エネ推進事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金））でございます。補正額 5,660 万 9,000 円について御説明いたします。これは、国の新たな物価高騰対策に係る補正予算に呼応して、このたび計上しているものでございます。内容といたしましては、地区公民館 52 館の照明の LED 化を行いまして、省エネはもとより、施設管理を抑制することを目的としております。予算の範囲内で、主に事務室や会議室等、利用頻度の高い部屋を優先的に取り替える予定としております。なお、地区公

民館 61 館のうち 9 館は、建設時に既に LED 化しておりますので、52 館分となっております。財源内訳ですが、補正予算額 5,660 万 9,000 円のうち、2,830 万 4,000 円が国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でございます。2,600 万円が新型コロナウイルス感染症緊急対策基金からの繰入金、230 万 5,000 円が一般財源でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。中山間地域の買物支援事業の 4 か所エリアを言われましたよね。もう一度お願いします。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 はい、山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。もう一度申し上げます。福部・湖南・気高・青谷でございます。

◆伊藤幾子委員 はい。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第 69 号鳥取市印鑑条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第 69 号鳥取市印鑑条例の一部改正について、執行部の御説明をお願いいたします。

○西垣隆司市民課長 委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課、西垣です。それでは、議案第 69 号ですが、資料 2 とあります、令和 5 年 6 月市議会定例会、総務企画委員会付議案等説明資料にて御説明いたします。

2 ページ目、鳥取市印鑑条例の一部改正についてです。なお、3 ページ目は、新旧対照表となっております。

本市では、コンビニ等で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを、平成 29 年 6 月から始めております。コンビニ交付サービスを利用する際は、マイナンバーカードを使いますが、今後は、従来のマイナンバーカードに加え、スマートフォンを使っても、コンビニ等で各種証明書を取得することが可能となりました。

各種証明書の中で、印鑑登録証明書に関しては、各地方自治体が条例で定めているため、マイナンバーカードだけではなく、スマートフォンを利用して印鑑登録証明書が取得できるよう、このたび、所要の規定の整備を行うものでございます。

本年5月11日に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、いわゆる公的個人認証法の改正法が施行されたことに伴い、スマートフォンに搭載する電子証明書についても、公的個人認証法に基づく電子証明書として位置づけられ、スマートフォンへの搭載が可能とされました。

資料の2ページ目の真ん中に表で示しておりますが、法改正前までは、マイナンバーカードにしか電子証明書は搭載されていませんでした。法改正後は、スマートフォンにも電子証明書が搭載できるため、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書には個人番号カード用と、スマートフォンに搭載される電子証明書には移動端末設備用と、それぞれ名称が分けてつけられたことから、表の①と②の利用者証明用電子証明書を用いて、コンビニ等から印鑑登録証明書を取得できるよう、鳥取市印鑑条例第14条を改正するものでございます。

なお、マイナンバーカードをお持ちでないと、スマートフォンには電子証明書を搭載することができませんし、現在、電子証明書を搭載できるスマートフォンは、Android端末となっており、iPhoneのほうには搭載することができません。

コンビニ交付サービスにつきましても、現在、コンビニ等にスマートフォンに対応できるマルチコピー機が設置してあるわけではなく、国のほうは、令和5年中、今年中に対応予定と説明されていますが、詳細な時期が未定のため、速やかに対応できるよう、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第70号鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第70号鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について、執行部より説明をお願いいたします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。議案第70号について説明させていただきます。これは、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の目的ですが、東部広域行政管理組合の可燃物処理施設リンピアいなばが、4月1日から本格稼働をいたしてございまして、本市が所管してございました神谷清掃工場は、3月31日をも

ちまして廃止となっております。これに伴いまして、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容ですけれども、これは、条例の第30条第2項の削除についてでございます、資料の5ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの5ページ、右側のほうに、改正前ということで、第30条第2項、赤字の部分の削除を行うものでございまして、これは一般廃棄物処理手数料のうち、市民や事業者などが、自ら神谷清掃工場に直接搬入する場合に係る可燃ごみ処理手数料、及び、動物の死体処理手数料のこの徴収に係る規定でありますけれども、これを削除するものでございます。

そして、この削除に伴いまして、これは、資料の6ページ、7ページのほうに移りますけれども、これが、別表をそれに合わせて整備いたします。この右側の6ページ、御覧ください。右側の改正前の表中、赤字の部分でございます。区分として、可燃ごみのところですが、市長が指定する処理施設へ自ら搬入する場合の欄と、その右の欄の積載量が10キログラムまで、1台につき120円以降の文章の欄、その部分を削除いたします。

また、資料7ページの一番下の赤字の部分のところですが、これが、動物の死体と、あと1頭につき1,000円の欄を削除するものでございます。

また、この一部改正に伴いまして、これは6ページの上段の辺りになりますけれども、これは、条例第32条第3項の4号について整備するものでございまして、4号の括弧内の部分を削除し、アの法第7条第5項第4号イ～トまでの部分を、錯誤のため、ルまでに整備するものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを、執行部、御説明をお願いいたします。

○山名常裕地域振興課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。それでは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明いたします。これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づきまして、鳥取市河内辺地に係る公共的施設の整備計画を変更するものであります。

まず、辺地についてですが、これは、令和5年2月議会でも説明させていただいたところですが、かいつまんで説明させていただきますと、交通条件などの諸条件に恵まれず、他の地域

に比較して、住民の生活水準が著しく低い山間地等のへんぴな地域で、住民の数、その他について政令で定める以下の要件に該当しているものとなっております。

要件としましては、当該地域の人口が50人以上で、かつ、辺地度点数が100点以上である地域となりまして、本市では、これまで11地域指定しておりまして、現在計画があるのは、高路・栃本、それと、今回のこの河内の3地域でございます。

辺地に係る公共的施設の整備計画については、辺地を包括する市町村が、公共的施設の整備事業を定めた計画となりまして、この計画には、ハード整備事業のみが対象となるものですが、計画に位置づけられることによりまして、辺地対策事業債の活用が可能となるものであります。

辺地対策事業債につきましては、ここに記載しておりますとおり、起債充当率が100%、元利償還金が80%が、交付税措置の算定に用いる基準財政需要額に算入されるものとなっております。

次に、河内辺地の変更内容でございます。次のページをお開きください。河内辺地は、先ほどの要件の部分でいきますと、人口が204人、辺地度点数が106点ということで、辺地の要件を満たしている地域でございます。

事業の変更内容についてですが、このたびの変更は、下段につけております表の中の下のように、林道安蔵線の改良事業でございます。林道のり面の安定化を図るために、集水ますなどの改修を行うというもので、変更前は、平成28年～令和3年度までとしておりましたが、令和4年も繰越して事業を実施しております。さらに、事業が、工事が必要となったということで、このたび1年追加で、令和5年度まで、平成28年～令和5年までの8年間に変更するものでございます。

この林道安蔵線につきまして、事業費は1,500万追加で6,110万、特定財源につきましては820万追加で3,120万、一般財源は680万追加で2,990万、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は680万追加となり2,990万、以上の変更となります。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第74号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第74号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを、執行部より説明をお願いいたします。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。引き続き、説明させていただきます。鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。このたびは、この過疎計画に5つの事業を追加するといった内容で提案させていただくものであります。2月議会でも説明させていただきましたけども、過疎地域とは、過疎法に定められた人口要件と財政力要件に該当する地域でございまして、当市では、福部・河原・用瀬・佐治・青谷の5地域が、一部過疎地域ということで指定されているところであります。

過疎計画についてですけども、過疎地域に指定された市町村が、地域の持続的発展を図るために必要な事業をまとめたもので、この計画に事業を位置づけることによりまして、過疎対策事業債を事業の財源として発行が認められるといったものでございます。

過疎対策事業債につきましては、起債充当率100%、元利償還金70%が、交付税措置の算定に用いる基準財政需要額に算入されることとなります。

次のページ、11ページをお開きください。このたび追加する事業は、以下の5事業でございます。1つ目は、施策区分2、産業の振興では、佐治町の農産物加工施設のボイラーの機器の更新。2つ目が、交通施設の整備で、日常的な移動のための交通手段の確保の部分では、河原インター山手1号線の舗装修繕工事。3つ目が、生活環境の整備の区分では、佐治・用瀬の廃焼却施設解体事業。4つ目、教育の振興では、福部未来学園幼稚園事務室のエアコン導入事業。5つ目が、同じく教育の振興で、青谷給食センターの真空冷却ボイラーの更新事業。この5つの事業を、過疎計画に変更するといった内容で提案させていただきます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第76号財産の無償譲渡及び無償貸付けについて（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第76号財産の無償譲渡及び無償貸付けについて、執行部より御説明をお願いいたします。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 委員長。

◆砂田典男委員長 岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 はい。鹿野町総合支所、岡本でございます。付議案27ページ、議案第76号財産の無償譲渡及び無償貸付けについて御説明させていただきます。説明資料は12ページ、13ページを御覧ください。

これは、さきの2月議会の本委員会でも報告させていただきました、鳥の劇場を核とした地域振興の取組に関連するもので、旧鹿野幼稚園舎をNPO法人鳥の劇場へ無償譲渡し、その敷地を無償貸付けするものでございます。

譲渡する施設は、旧鹿野幼稚園舎で、昭和53年に建設され、平成17年に閉園して以降、文化芸術活動及び演劇活動を通しての社会貢献活動事業のための用途を目的に、鳥の劇場に無償貸付けを行ってきております。

13ページに位置図、そして写真を載せておりますけれども、この譲渡する施設は鉄骨造り平屋建てで、432.68平方メートルの建物です。平成25年に耐震診断を行っておりまして、新耐震基準は満たしているという結果が出ておりますけれども、老朽化やバリアフリー化となっていないなど、集客施設として利用を続けるには、改修が必要な状況でございます。

旧鹿野幼稚園舎がある場所は、鹿野城跡公園に隣接しておりまして、鹿野住民にとっても、大切にされてきた場所であることから、令和3年度から地域住民を中心に、この地域一帯の将来像について検討し、旧鹿野小学校跡地活用整備計画を策定いたしました。そして、その中で、文化芸術を核とした、地域のよりどころとなるにぎわいの場所づくりに取り組むことを決めたところでございます。

並行して、本市内部でも検討を重ねました結果、国の地方創生交付金の活用を前提に、舞台芸術を核とした交流の拠点として、鳥の劇場に施設を譲渡した後、鳥の劇場が再整備することとしたものでございます。

このたび、国からの交付決定を受けまして、旧鹿野幼稚園舎を鳥の劇場に無償譲渡するとともに、その敷地880平方メートルを無償で貸し付け、事業を進めていこうとするものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

議案第80号鳥取市と岩美町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について（説明）

議案第81号鳥取市と若桜町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について（説明）

議案第82号鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について（説明）

議案第83号鳥取市と八頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第80号鳥取市と岩美町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についてを、執行部より、御説明お願いいたします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。そうしましたら、説明資料の14ページを御覧ください。議案第80号鳥取市と岩美町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についてでございます。

この議案第80号につきましては、この後の第81号～83号まで、いずれも関連する議案となっておりますので、一括して説明をさせていただきます。

議案第80号ですが、鳥取市と岩美町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止でございますが、これは、神谷清掃工場が廃止になりまして、岩美町の一般廃棄物の鳥取市への受入れが終了となりましたことから、岩美町と一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託を取りやめる協議を行う必要がございます。そのために、地方自治法第252条の2第3項によりまして、協議については、地方公共団体の議会の議決を得なければならないとなっております、お願いするものでございます。

なお、各東部4町におかれましても、同様に、本市との協議を行う旨の議案を、6月議会のほうに上程されておられます。

あと、資料の15ページの議案第81号～資料17ページの83号までは、若桜町・智頭町・八頭町と同様の議案となっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第87号専決処分事項の報告及び承認について、執行部より、御説明をお願いいたします。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。それでは、令和4年度3月専決予算について説明させていただきます。資料は18ページをお開きください。

まず、歳入でございます。県支出金、交付金、総務費交付金、市町村創生交付金でございます。こちらは、お試し定住体験事業の市町村創生交付金の調整交付額について、117万円の増額となりまして、財源更正について、3月に専決を行ったものでございます。この市町村創生交付金につきましては、当初、基本交付額を要求して、11月に、上乘せ分である調整交付額、これを県に申請を行います。その後、県が申請内容を審査して、2月末～3月上旬に内示が行われるというスキームで行われるものでありますが、昨年度につきましては、この調整交付額の



内示が2月補正に間に合わなかったために、このたび3月専決を行ったものであります。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中です。同じく、資料2の18ページ、下から2行目を御覧ください。青谷上寺地遺跡地域利活用事業（調整交付額分）でございます。内容といたしましては、鳥取県市町村創生交付金の調整交付額として、青谷上寺地遺跡地域利活用事業が49万6,000円の増額となり、財源更正を行ったものです。先ほどの地域振興課の事業と同じく、県市町村創生交付金の調整交付額の内示が、2月補正に間に合わなかったため、3月専決になったものです。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 すみません、失礼します。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。専決処分のご報告及び承認について、すみません、こちらから、引き続き説明させていただきます。説明資料は19ページでございます。こちらにつきましても、こちらについてですけれども、こちら、令和4年度の鳥取市電気事業費特別会計予算の基金利息の積立てを1,000円と見込んでおりましたところ、2月補正確定後に、基金利息の額が2,097円であったために、総務費、総務管理費、維持管理費から2,000円を積立金へ専決補正させていただき、基金へ積み立てたものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 報告第5号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、報告事項に移りたいと思います。報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを、執行部、御説明をお願いします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。報告第5号繰越明許費計算書についてでございます。これは、6月市議会定例会付議案の冊子51ページを御覧いただけますでしょうか。こちらでございますが、繰越明許費計算書についてでございます。

これは、54ページ、上から2段目でございますが、款衛生費、項清掃費の大型ごみ受付業務一元化事業589万6,000円でございます。これは、今年の2月の議会で補正させていただいて

おりまして、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金、これを活用した事業でございます。本年度の予算に繰り越すものでございます。以上でございます。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 はい、北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。同じく、繰越明許費の繰越しの1件について御説明いたします。同じく、付議案58ページ、上から2段目を御覧ください。地区公民館感染症対策事業で、令和5年2月議会で採択いただいた補正予算となっております。教育費、社会教育費の地区公民館感染症対策事業（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。300万5,000円の全額を繰越しいたしました。これは、地区公民館の新型コロナウイルス感染症防止対策のための消毒液や消耗品等の購入経費でございます。財源内訳は、国庫支出金240万4,000円、一般財源60万1,000円でございます。簡単ですが、以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。

#### 報告第9号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、報告第9号専決処分事項の報告に移ります。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 委員長。

◆砂田典男委員長 岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 はい。鹿野町総合支所、岡本でございます。報告第9号専決処分事項の報告について御説明させていただきます。説明資料は、20ページ、21ページを御覧ください。

まず最初に、誠に申し訳ございません。おわびと訂正をさせていただきたいと思っております。専決処分事項の報告について、資料、その次の段に、公用車の交通事故と記載としておりますけれども、間違えておりまして、鹿野町総合支所敷地での物損事故でございます。大変申し訳ございません。訂正お願いいたします。

この事故が発生いたしましたのは、令和5年3月31日の夜の21時45分頃でございました。場所は書いておりますとおり、鹿野町総合支所、こちらの裏側、河内川のほうにあります職員駐車場の辺りでございます。

相手側は、乗用車で、鳥取市在住者1名で、人身傷害などはございません。破損いたしましたのは、燃料タンクが破損いたしまして、ちょっと燃料漏れがしてしまった状況でございました。

発生状況といたしましては、21ページの図を御覧いただきますと、鹿野町総合支所のヘリポート側のほうには、グレーチングが30枚程度敷いてあるんですけれども、その側溝上を相手側の車両が走行したところ、グレーチングを跳ね上げ、車体下部の燃料タンクを破損してしまったものでございます。

発生時、これは冬季の除雪などで、除雪車を通る場所でもあることから、グレーチングが、その除雪の関係で変形していたものではないかと考えております。夜間であったために、変形

に気づかずに走行して、跳ね上げが発生したため、事故が発生してしまったのではないかと考えています。

事故後にグレーチングは早急に交換し、そして、連結により、跳ね上げ防止のため、つないで跳ね上げが起らないように対策を講じました。

過失割合につきましては、市と相手方 10 対ゼロということで、全て市の過失ということで、賠償額、修繕費として7万6,271円を負担することといたしました。賠償については、全国市長会市民総合賠償保障保険から相手方に直接支払われます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 報告第10号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 では、次に、報告第10号専決処分事項の報告について、執行部の御説明をお願いいたします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。資料の22ページを御覧ください。報告第10号専決処分事項の報告でございます。これは、2年前に発生いたしました物損事故の損害補償の額及び和解が成立したため、報告するものでございます。

経緯といたしましては、令和3年3月21日に、当職員が市営墓地の巡視のため、福部の墓苑に向かう途中、福部町内の市道箭溪山湯山線を走行中に、運転操作を誤り、相手の果樹園に公用車が転落し、果樹園の梨の枝と防護柵を破損させた事故が発生いたしました。

これにつきましては、全国市有物件災害共済会の弁護士に全権委任いたしまして、相手方との損害額の算定の手続を進めておりましたが、ようやく損害賠償額2万1,308円の示談が成立し、和解に至ったものでございます。

なお、損害賠償につきましては、全国市有物件災害共済会から損害賠償共済で支払われておりますので、予算計上等はございません。

また、相手方との示談が2年間もかかった理由といたしましては、災害共済会が、損害額の算定のために、相手方に質問をするために、いろいろと質問事項等を相手に送付しておったところでございますが、この相手方から、質問に対する回答や連絡がなかった状況が続きまして、2年が経過することから、災害共済会から相手方に損害額を算定いたしまして提示したところ、示談に応じていただきまして、和解に至ったものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

#### 地域振興会議のあり方について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、地域振興会議の在り方について、執行部の皆様から、御説明お願いいたします。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。それでは、地域振興会議の在り方について、説明、報告させていただきます。

令和4年10月～令和5年2月末にかけて、各地域振興会議において、地域振興会議の成果や課題について振り返りを行い、委員の皆様から様々な意見を頂き、集約いたしました。その中では、地域振興会議の設置期間満了後も、引き続き、地域課題解決や地域活性化に向けた会議体を設置してほしいと、そういった御意見を多く頂きました。

これを受けまして、令和5年5月の支所長会議で、各地域の意見をまとめて、地域振興会議設置期間満了後の、これは令和7年3月末になりますが、この在り方について、以下のとおり、素案、これはたたき台のようなものですが、これをまとめましたので、このたび御報告させていただきますと思います。

1番の会議体の設置意義・目的についてですが、地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行って、持続可能な地域共生のまちづくりを推進するために、新たな会議体を設置する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

また、設置区域と位置づけにつきましては、会議体は各総合支所単位での設置、また、設置要綱に基づき設置する方向で検討したいと考えております。

所掌事務については、地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって、調査・研究を行って解決策について検討することや、必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した地域プランを作成することや、課題解決に資する、市に対する政策提案を行うこと、政策提案を行うに当たっては、対象区域住民の意向把握や情報共有に努めることなどを盛り込む方向で検討してみたいと考えております。

これは、あくまでたたき台でございますので、地域振興会議でこれから御意見を頂きながら、詳細をまとめていきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、まずは、令和5年8月に、地域振興会議の会長研修会を行います。その研修会で素案をお示しし、その後、各地域振興会議において、この素案、たたき台を基に協議を進めてまいります。そして、令和6年1月末を目途に、その各事項についての意見を集約して、その後、委員構成であるとか、会議の進め方、さらに詳細事項を盛り込んだ方針案を策定したいと考えております。その後、令和6年2月～3月にかけて、第2回目の会長会、また、この総務企画委員会にて、方針案の説明をさせていただく予定でござ

ございます。令和6年4月～8月にかけては、この方針案を、また改めて地域振興会議で説明を行いまして、9月を目途に方針案を確定し、令和7年度以降の新たな形について、諸準備に入る体制に入っていきたいと考えております。

ちなみに、昨年度の各地域振興会議からの意見をざっくりとまとめてみますと、それぞれの地域で、やはり様々な、8地域8様の課題を抱えていると。そのような課題を解決していくには、一方では、それぞれの地域が、それぞれの魅力ある地域資源を有しているし、それぞれで、その課題を解決するための方向性も持っているものもありますので、ある程度幅を持たせた形の会議体をつくっていただくとありがたいと、そういったようなお声を頂いています。

ですので、地域ごとに幅を持たせて、柔軟に運用できるような組織体をどのようにつくっていくか、こういうところに主眼を置いて検討を進めてまいりたいと。さらには、このような新たな会議体が、地域の振興はもとより、全市一体的な発展に資するような、それが実現できるような会議体ということを目指して、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 その新たな合議体っていうのは、これまで条例で、市長の諮問に対して答申を出すとか、何かそういったこともあったんですけど、そういったのはもう一切ない、先ほど説明されたようなことを役割とするものかどうかということですか。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。一応、素案の段階では、条例設置ということは考えてはないんですけども、これも、委員の皆様からの御意見の中で、特に条例設置に大きくこだわるといった意見もありましたけども、全体的には、条例設置というよりも、もう少し柔軟性を持った形の会議体にしてほしいのということがあったので、ある程度、設置要綱とかで、そこら辺の委員さんの御要望がお応えできるのかなということは考えてますし、もう一つは、今の条例では、諮問による答申っていう規定があるんですけども、この地域振興会議設置10年間の間で、1回もなかったんですね、それは。それで、意見を上げることはできるということで、意見書は、今まで3件程度出たことがあります。先ほど説明のありました鹿野地域についても意見書が出されたっていうことがありますし、そういったことはあるんですが、条例設置で、この10年間置いていましたけども、そういった実績もありますし、あと、中核市の調査を行いまして、中核市で合併を行った地域で、地域審議会が設置されますが、その後、どういう会議体に移行しましたかっていうことを調べさせていただきました。その中では、多くの中核市が、まちづくり協議会に移行しているっていうところが多かったんですけども、引き続き会議体を設置しているところを見ますと、多くが、やはり設置要綱による設置という形で置いて、それぞれ独自のものをつくっておられました。そういったものも参考にしながら、委員の皆さんの御意見を伺いながら検討していきたいと考えています。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 はい。それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。執行部の皆様は、御退席ください。

#### 【その他】

##### 令和5年度議会報告会・意見交換会について（説明・質疑）

- ◆砂田典男委員長 それでは、その他の案件に移ります。令和5年度議会報告会・意見交換会についてに入ります。広報委員からの説明をお願いしたいと思います。広報委員。
- ◆西尾彰仁委員 はい。はい、広報委員の西尾でございます。委員長。
- ◆砂田典男委員長 はい、西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 はい。先般の全協でも、うちの委員長が説明したとおり、鳥取市議会「議会報告会・意見交換会」、意見交換のテーマについて、各常任委員会で決めてくれということでございます。日にち等はもう決まっておりましたので、省かせていただきます。令和4年度に準備をされとって、中止となった経過もありますので、ここには参考として、環境教育についてということで、総務企画委員会のテーマを決めておりますが、どのようなテーマとさせていただいたらよろしいのか、皆さんの御意見、御協議をよろしくお願いいたします。
- ◆砂田典男委員長 皆様、意見のある方、挙手の上、お願いします。長坂副委員長。
- ◆長坂則翁副委員長 ちょっと確認なんだけでも、令和4年度は中止になって、総務企画委員会じゃ、環境教育についてか、これをテーマとして上げとったんだけど、実は、ほかの委員会が、全部2項目上がるとるのだが。何で総務企画だけ1項目だったんか、ちょっとよう分からんけれども。そこには、こだわりはないんですな。
- ◆西尾彰仁委員 ないです、はい。
- ◆長坂則翁副委員長 1項目でもいいわけですね。
- ◆西尾彰仁委員 はい。1項目でも、2項目でも結構です。
- ◆長坂則翁副委員長 だったら、去年、未消化に終わっとるわけだから、この内容で行きやあええじゃないですか。場合によったら。
- ◆西尾彰仁委員 委員長、はい。
- ◆砂田典男委員長 西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 はい。2項目出さないけんというような縛りはなくて、2項目までぐらいでということですので、このままでも結構でございます。
- ◆長坂則翁副委員長 はい。はい、ええじゃないか、これで行きやあ。今日も環境大学の話も出たし。ある意味では、私も聞いてみようと思ったけども、地元就職がね、非常に低いだがあ。県や鳥取市が財源を出しておつても。ただ公募して、どの層が一番よく集まってくれるんか分からんけれども、例えば、環境大学の学生でも集まってくれりゃあ、そういった問題も含めて議論すりゃあええんじゃないでしょうかね。どうでしょう。
- ◆砂田典男委員長 では、今の提案に対して、皆様の御意見を伺いたいと思います。
- ◆岡田 実委員 はい。

- ◆砂田典男委員長 はい、岡田委員。
- ◆岡田 実委員 はい。今の副委員長のほうのお話を聞きまして、その環境教育についてっていうところの話合いの中に、まさに、そう、環境大学の学生たちも入ってもらえれば、自分たちのことでもありますし、彼らが思う、この地域の環境教育についてということの議論が、また深められるんじゃないかなと思ひまして、そのようにとても思ひました。
- ◆砂田典男委員長 はい。
- ◆長坂則翁副委員長 広報委員会の委員が、環境大学に働きかけにいきやあええ。
- ◆砂田典男委員長 柳委員。
- ◆柳 大地委員 もし、もう一点入れていいんだったら、今、いろんな公共施設の話が出てるので、ほかがあんまり公共施設に触れてないかなと思うので、もし、総務企画委員会として1テーマ出していいのであれば、何か公共施設について、市民と意見交換するっていうのもいいのかなと。文化施設とあと、旧市役所跡地も含めてなんですけど、その公共施設の在り方とか、今後のところっていうので。メインテーマとも重なっているかなと思うので、いかがでしょうか。
- ◆砂田典男委員長 はい、西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 はい。この公共施設に関しては、鳥取市のほうは、かなり前からね、パブリックコメントだとか、いろんな意見を何回も取って、市民との、何ですか、意見も聴取しとるっちゅうような状況があるので、いけないとは言えないけども、絞るんであれば、今の旧鳥取市役所の跡地の辺りで、今パブリックコメントが出てますが。ああいうので、もっと不足するような意見を頂いたり、交換ができればとは思ひますけども、全体の公共施設のファシリティーについてはね、もう今まで、言っちゃあなんだけど、さんざんやとられるような状況もあるんです、市のほうとして。それだからいいっていうわけではないんですけども、そんな感じだったら、私もどうかなと思ひますけど、ほかの方の意見もよろしくお願ひします。
- ◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。
- ◆伊藤幾子委員 何で1つにしてたかっていうと、あの時間の中で、十分いろいろやり取りしようと思ったら、2個はしんどいかなっていうので、1つにしたかなって思ひますよね。
- ◆西尾彰仁委員 ああ、そうか。それは分からんもんね。90分ですから。
- ◆伊藤幾子委員 そう、何やかんやね。でも、まあまあ、別に2つでもいいんですけど、その公共施設については、私もありとは思ひますよね。それは、議員との意見交換だからね、うん。別に、市の話聴く話じゃないので。議員との意見交換なので、それはありだと思ひただけど、何ていうか、テーマの決め方によっては、話がこんなんなったり、的が分からなくなったりするので、ちょっと上手に、こうテーマっていうか、うん、それを考えてやればいいかなとは。要は、議員との意見交換ですから、はい。
- ◆砂田典男委員長 はい、長坂副委員長。
- ◆長坂則翁副委員長 ただ、さっき、さっきもあつたようにね、公共施設は公共施設でちょっと置いといて、今日もちょっと、何だ、反映みたいな形で、例の旧市役所の本庁舎跡地の関係。ある意味じゃ、そういったものに特化してでも。市民の皆さんの参加者の意見を幅広く聴くというふうな、それによって、また我々も、執行部に対して、市民の意見は、こういった意見が

数多くあるじゃないかっていうことも、問題提起できると思うんですが。だけえ、大卒の公共施設というよりも。逆に、旧市役所本庁舎跡地活用についてみたいなのに、的を絞ってやるのも、1つの方法ではないかなっていうふうに思いますけどね。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 この件は、もう何年も市民のアンケートを取っただね、いわゆる優先順位が何かというような形の中で、最終的には、今のところになっとるわけだ。だから、じゃあもう一遍、あそこの跡地をという、もう方針が出とるわけなんだがなあ、あそこは。防災機能を有した公園、広場であるということで。それ以上のものは何もないわけなんだが。だから、さっきの第二庁舎の跡については、これはまだ白紙だったから、それでそういう話も出てきたんだけど、あそこの広場をどうしようかというような話は、基本的には、もう方向性は出しとる話で、ここで、議員と市民とが話をしてっていうのは、本当のコアな話になっちゃうわけだ。だから、もう全体の話っていうのは、もう既に何回も、2年にわたって市民アンケートしたがな。その計画の段階から、今度は具体的なそれこそ実施になってから。だから、もう出来上がったものについて、その上から、それこそ塗り潰すような話っちゃうようになってくると、あんまり意味がないかなって、私は思うんだ、そのことを。

◆長坂則翁副委員長 ならまあ、前言取消した。うん。確かに、そりゃあ、方針がある程度示されとることは事実だけえ。

◆上杉栄一委員 夢を語るんだっただけどな、最初の話。

◆砂田典男委員長 はい、西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。いい意見も、柳さんや皆さんが言われたんですけども、やはり、公共施設とかのファシリティーになると、幅が広過ぎてちょっと絞り切れんという面もあるのではなからうかと思えますし、さっきの旧市役所の本庁舎・第二庁舎、特に第二庁舎だけに絞るといことになると、かなりちょっと本当に、上杉委員さんも言うとおりの、コア過ぎるので、今回は、うちのほうは、時間配分のこともありますし、90分ということでもありますし、環境教育についてということで、環境大学のほうにも出向いてまいりたいと思えますので。

◆砂田典男委員長 では、総務企画委員会のテーマは1項目、環境教育で。そのようにさせていただきます。

◆西尾彰仁委員 はい。じゃあ、それでよろしくお願ひします。

◆砂田典男委員長 それでは、以上で、総務企画委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

( ) お疲れさまでした。

午後4時12分 閉会



# 令和5年6月定例会 総務企画委員会

(議案説明、請願・陳情審査、報告)

日時：令和5年6月21日(水)

午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

## 総務部・危機管理部

### ◎議案【説明】

- 議案第 65号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】  
議案第 68号 鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
議案第 75号 財産の取得について  
議案第 78号 財産の無償貸付けについて  
議案第 87号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

### ◎報告

- 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】  
報告第 11号 専決処分事項の報告について(財産経営課)  
鳥取市役所旧本庁舎解体(地階)工事に伴う鳥取赤十字病院への影響の経過について  
(財産経営課)  
鳥取市公共施設の整理合理化に関する方針について(資産活用推進課)  
クラウドファンディング型ふるさと納税の募集開始について(行財政改革課)  
地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について(行財政改革課)

### ◎請願・陳情【質疑・討論・採決】

#### < 請願(新規) >

- 令和5年請願第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願  
令和5年請願第 5号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう  
政府に求める意見書の提出を求める請願  
令和5年請願第 6号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める  
意見書の提出を求める請願

#### < 陳情(新規) >

- 令和5年陳情第 7号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・  
見直しを求める意見書提出を求める陳情

## 企画推進部

### ◎議案【説明】

- 議案第 65 号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】  
議案第 87 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

### ◎報告

- 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】  
公立鳥取環境大学の第3期中期目標の策定及び入試・就職状況について  
(政策企画課)  
第二庁舎跡地活用に係るサウンディング型市場調査の実施について (政策企画課)  
文化施設のあり方に関する検討 これまでの経過と今後の進め方について  
(文化交流課)

## 市民生活部

### ◎議案【説明】

- 議案第 65 号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】  
議案第 69 号 鳥取市印鑑条例の一部改正について  
議案第 70 号 鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について  
議案第 73 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
議案第 74 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について  
議案第 76 号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて  
議案第 80 号 鳥取市と岩美町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について  
議案第 81 号 鳥取市と若桜町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について  
議案第 82 号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について  
議案第 83 号 鳥取市と八頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について  
議案第 87 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

### ◎報告

- 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】  
報告第 9 号 専決処分事項の報告について (鹿野町総合支所)  
報告第 10 号 専決処分事項の報告について (生活環境課)  
地域振興会議のあり方について (地域振興課)

## その他

- 令和5年度議会報告会・意見交換会について